

労働環境把握のための調査について

本案件は、労働環境把握のための調査（以下、「労働環境調査」という。）の対象（契約条項）となっておりますので、以下の点について十分御理解のうえ、入札に参加（応札）していただくようあらかじめお知らせいたします。

また、平成31年度より調査対象を拡大しており、労働者の就労状況は一層の注目を集めることとなります。つきましては、朝霞市が雇用する場合の賃金の一部を以下に示しますので、この金額を参考に労働者の処遇改善に努めていただくようお願い申し上げます。

なお、令和7年4月以降に発注する工事については、国土交通省発表の令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価により積算しております。

<労働環境調査の対象案件>

設計金額（税抜）1,000万円以上の工事（平成30年度までは2,000万円以上）

設計金額（税抜）500万円以上の業務委託（平成30年度までは1,000万円以上）

<労働環境調査の内容>

落札者は、次の書類を提出する必要があります。

- 1 契約締結時：労働環境把握のための調書を提出（職場の労働環境についての質問）
- 2 業務（年度）終了時：労働者賃金支払報告書の提出（従事したすべての労働者（下請含む）が対象）

※提出書類は、朝霞市ホームページを御覧ください。

<https://www.city.asaka.lg.jp/soshiki/54/roudoukankyouchousa2017.html>

●労働環境調査は契約条項です

⇒調査の実施（書類の提出）がない場合は、入札参加停止の対象となります。

●労働者賃金支払報告書は元請下請を問わず、すべての労働者が調査対象です

⇒下請業者の協力が得られないとの理由で調査対象から外すことはできません。

下請契約を締結する前に十分な説明又は契約事項としてください。

●労働者賃金支払報告書は元請が取りまとめて提出してください

⇒下請業者が朝霞市へ直接提出することはできません。

<令和7年度朝霞市会計年度任用職員賃金>

- ・ 事務補助員、用務員、給食調理補助員 …… 1, 160円/時間
- ・ 給食調理員 …… 1, 220円/時間
- ・ 看護師 …… 1, 750円/時間
- ・ 准看護師 …… 1, 510円/時間

朝霞市建設工事請負契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及びこれら図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
 - 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
 - 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
 - 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
 - 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
 - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(関連工事の調整)

- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
 - 3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第6項において「保証の額」という。)

は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

- 4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証は第54条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、工事目的物、工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第38条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの及び工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が前払金の使用や部分払い等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書きの承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書きの承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人等の選定)

第7条 受注者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を朝霞市内に本店(建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する主たる営業所を含む。)、営業所又は建設資材を製造する工場を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

- 2 受注者は、工事材料に係る納入契約を締結する場合には、当該契約の相手方は朝霞市内に本店、営業所を有する者の中から選定するよう努めるとともに、調達する工事材料は埼玉県産とするよう努めなければならない。

(下請負人の通知)

第7条の2 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(下請負人の健康保険等加入義務等)

第7条の3 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請負人としてはならない。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

- (1) 受注者と直接下請契約を締結する下請負人が次のいずれにも該当する場合

ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

イ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当

該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

(2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人が次のいずれかに該当する場合

ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他特別の事情があると発注者が認める場合

イ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合（特許権等の使用）

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) (A) 主任技術者

(B) 監理技術者

(C) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書きに規定するものをいう。以下同じ。）

(3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

[注] (B)は、建設業法第26条第2項の規定に該当する場合に、(A)は、それ以外の場合に使用する。(C)は(B)を使用する場合において、建設業法第26条第3項のただし書きの規定を使用し監理技術者が兼務する場合に使用する。

[]の部分には、同法第26条第3項本文中の工事の場合に「専任の」の字句を記入する。

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定

及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、監理技術者等又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質（営繕工事にあつては、均衡を得た品質）を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用するべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督員の立会い及び工事記録の整備等）

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があつたときは、当

該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に相当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に相当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地

等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものは、発注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは、発注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは、発注者と受注者が協議して発注者が行う。
 - 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負

担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第21条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮)

第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第22条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第29条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物等であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第

28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第32条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第33条 受注者は、前条第2項(同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第34条 発注者は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

— 条文(A) —

(前金払)

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、契約書記載の前払金(中間前払金を除く。)の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

- 3 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

第36条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

－ 条文(B) －

（前金払）

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、契約書記載の前払金（中間前払金を除く。）の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、契約書記載の前払金（中間前払金に限る。）の支払いを発注者に請求することができる。
- 3 受注者は前項に規定する中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ発注者又は発注者の指定する者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 4 発注者は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第2項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けている場合には、中間前払金を含む。以下この条から第37条まで、第41条及び第53条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第4項の規定を準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第2項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不相当である

と認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から 30 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 8 発注者は、受注者が第 6 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

第 3 6 条 受注者は、前条第 5 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

[注] 条文(A)は部分払を適用する時に、条文(B)は中間前払金を適用する時に選択的に使用する。

（前払金の使用等）

第 3 7 条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に充てられる前払金の上限は、前払金額の 100 分の 25 とする。

（部分払）

第 3 8 条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第 13 条第 2 項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金額相当額の 10 分の 9 以内の額について、契約書記載の回数以内において次項から第 7 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。

[注] 部分払を行わない場合には、この条は適用しない。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。

- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 14 日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 5 受注者は、第 3 項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から 14 日以内に部分払金を支払わなければならない。

- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第 1 項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から 10 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 ≤ 第 1 項の請負代金相当額 × (9 / 10 - 前払金額 / 請負代金額)

- 7 第 5 項の規定により部分払金の支払いがあつた後、再度部分払の請求をする場合においては、第 1 項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

（部分引渡し）

第 3 9 条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了し

たときについては、第 32 条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第 5 項及び第 33 条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第 33 条第 1 項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第 33 条第 1 項の請求を受けた日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額 = 指定部分に相応する請負代金の額 × (1 - 前払金額 / 請負代金の額)
(継続費等に係る契約の特則)

第 40 条 継続費及び債務負担行為（以下「継続費等」という。）に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度	円
年度	円
年度	円

- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第 1 項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(継続費等に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)

第 41 条 継続費等に係る契約の前金払及び中間前金払については、第 35 条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第 36 条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払いを請求することはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第 35 条第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。

- 3 第 1 項の場合において、前会計年度末における第 38 条第 1 項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第 35 条第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。

- 4 第 1 項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証制限を延長するものとする。この場合においては、第 36 条第 3 項の規定を準用する。

(継続費等に係る契約の部分払の特則)

第 42 条 継続費等に係る契約において、各会計年度における支払限度額の範囲内で、当該会計年度における出来高部分に応じて部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。

- 2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第 38 条第 6 項及び第 7 項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

(a) 部分払金の額 ≤ 請負代金相当額 × 9 / 10 - (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額) - (請負代金相当額 - 前会計年度までの出来高予定額) × 当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額

[注] (a) は部分払を選択した場合に使用する。

(b) 部分払金の額 \leq 請負代金相当額 $\times 9/10$ - 前会計年度までの支払金額 - (請負代金相当額 - 前会計年度までの出来高予定額) \times (当該会計年度の前払金額 + 当該会計年度の中間前払金額) / 当該会計年度出来高予定額

[注] (b) は中間前払金を選択した場合に使用する。

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度	回
年度	回
年度	回

(第三者による代理受領)

第43条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条(第39条において準用する場合を含む。)又は第38条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第44条 受注者は、発注者が第35条、第38条又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第45条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第46条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第48条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (3) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないこと認められるとき。
- (4) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第45条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- (3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達することができないものであるとき。
- (5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (10) 第50条又は第51条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (11) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第49条 第47条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第50条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第51条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるとときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第52条 第50条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第53条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第35条（第41条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第38条及び第42条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第46条、第50条又は第51条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第46条、第50条又は第51条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第54条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
- (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第47条又は第48条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第47条又は第48条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。ただし、損害金の総額が100円に満たないときは、これを徴収しないものとする。

6 第2項の場合（第48条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第54条の2 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。）の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第

54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。)

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の2に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- 4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
(受注者の損害賠償請求等)
- 第55条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第50条又は第51条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第33条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、発注者は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約不適合責任期間等)

- 第56条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項(第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
 - 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
 - 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
 - 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
 - 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
 - 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
 - 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
 - 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成12年政令第64号)第5条に定める部分の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
 - 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

第57条 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

第58条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による埼玉県建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する

紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第 12 条第 3 項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第 5 項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第 3 項若しくは第 5 項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあつせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第 5 9 条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 6 0 条 この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第 6 1 条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(令和 7 年 5 月 1 日施行)

参 考 数 量 書

中央公民館長寿命化改修工事

中央公民館長寿命化改修工事

総括

名 称		形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	中央公民館長寿命化改修工事						
A	建築工事		1.0	式			
B	電気設備工事		1.0	式			
C	機械設備工事		1.0	式			
E I	共通仮設費（積上）		1.0	式			
E II	共通仮設費（率）		1.0	式			
	現場管理費		1.0	式			
	一般管理費		1.0	式			
	（工事価格）						
	消費税	10%	1.0	式			
	合計						

中央公民館長寿命化改修工事

共通仮設(積上分)

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
共通仮設 (積上)						
室内環境測定	5物質測定(ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼン) パッシブ型 分析・報告書含む	23.0	か所			
交通誘導員		484.0	人日			
アスベスト粉塵濃度測定	作業前 敷地境界4点	1.0	式			
アスベスト粉塵濃度測定	作業中 敷地境界4点	1.0	式			
アスベスト粉塵濃度測定	作業後(養生撤去前) 敷地境界4点	1.0	式			
アスベスト粉塵濃度測定	作業後(養生撤去前) 各作業室1点ずつ 42か所	1.0	式			
アスベスト粉塵濃度測定	作業後(養生撤去後) 敷地境界4点	1.0	式			
小 計						

中央公民館長寿命化改修工事

I-3.建具改修

名 称		形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1)	木製建具						
	WD-14 両面襖紙貼替	W1510×H1830 引違い襖	1.0	か所			
	WD-15 両面襖紙貼替	W2505×H1800 引違い襖	2.0	か所			
	WD-16 両面襖紙貼替	W7095×H1800 引違い襖	1.0	か所			
	WD-17 両面襖紙貼替	W1565.5×H1800 引違い襖	1.0	か所			
	WD-18 障子紙貼替	W3495×H1200 引違い障子	1.0	か所			
	WD-19 障子紙貼替	W3495×H1200 引違い障子	1.0	か所			
	WD-20 障子紙貼替	W1695×H1200 引違い障子	1.0	か所			
	WD-21 障子紙貼替	W550×H1050 引違い障子	1.0	か所			
	WD-22 両面襖紙貼替	W2000×H625 引違い襖	1.0	か所			
	WD-27 両面襖紙貼替	W1800×H300 引違い襖	1.0	か所			
	WD-28 両面襖紙貼替	W1800×H345 引違い襖	1.0	か所			
	既存木製建具クリーニング	WD-12～22・27・28・トップライト	50.2	m ²			
	WD-2・5・24・30 SOP塗替	既存木建面 下地調整RB種	55.0	m ²			
	WD-2・5・24・30 SOP塗替	既存スチール枠面 糸200以下 錆止め塗装・下地調整RB種	58.8	m			

中央公民館長寿命化改修工事

I-3.建具改修

名 称		形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
4)	軽量鋼製建具						
	HSD-1 額入片引きハガー戸	W1200×H2000 扉:化粧亜鉛メッキ鋼板 簡易防音タイプ A-073	9.0	か所			
	LSD-1 親子開き戸	W1200×H2000 枠見込80 扉:化粧亜鉛メッキ鋼板 簡易防音タイプ(SAT) A-073	2.0	か所			
	DP-A塗り	鋼製建具枠面 糸200以下 錆止め塗装・ 素地ごしらえ工程B種共	10.4	m			
	DP-A塗り	鋼製建具枠面 糸300以下 錆止め塗装・ 素地ごしらえ工程B種共	46.8	m			
	小 計						

中央公民館長寿命化改修工事

I-4.内装改修

名 称		形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1)	内部						
	床 化粧フローリング撤去	t15 集積共	11.8	m ²			
	床 畳撤去	一畳 集積共	31.0	枚			
	床 畳撤去	一畳 400角 欠有 集積共	2.0	枚			
	木製巾木撤去	H=100 L35 ラワン 集積共 A-047	119.3	m			
	床 フローリング撤去	フローリング撤去・集積共	160.4	m ²			
	床 コルクタイル撤去	コルクタイル撤去・集積共	110.7	m ²			
	床 木床組撤去	合板 t12 際根太:90×30 根太:60×45 @300 集積共 A-052, 053	271.1	m ²			
	壁 ビニルクロス撤去	集積共	201.0	m ²			
	壁 有孔ケイカル板撤去	t8.0 集積共	89.9	m ²			
	壁 グラスウールボード撤去	t25 裏張り寒冷紗共 集積共	89.9	m ²			
	天井 木野縁組撤去	集積共	75.7	m ²			
	天井 軽量鉄骨天井下地撤去	19形 @225 集積共	189.0	m ²			
	天井 軽量鉄骨天井下地撤去	19形 @300 集積共	155.0	m ²			

中央公民館長寿命化改修工事

I-4.内装改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
天井 軽量鉄骨天井下地撤去	19形 @360 集積共	398.0	m ²			
下り天井 軽量鉄骨天井下地撤去	H=500 19形 @300 集積共	3.3	m			
	A-042					
天井 化粧せっこうボード撤去	t9.0 集積共	97.9	m ²			
天井 せっこうボード撤去	t9.0 集積共	90.9	m ²			
下り天井 不燃積層せっこうボード撤去	H=500 t9.5 集積共	3.3	m			
カッター入れ	コンクリート面	59.8	m			
2F 音楽室他 カーテンボックス撤去	W180+H180 t25 壁付L型 木製 集積共	7.1	m			
	A-039					
ビクチャレール撤去	アルミ 集積共	29.0	m			
カーテンレール撤去	アルミ シングル 集積共	7.1	m			
2F 幼児室 点検口撤去	アルミ 300角 集積共	1.0	か所			
	A-047					
2F 音楽室他 手動スクリーン撤去	W2400×H1800 集積共	2.0	か所			
2F レクリエーションホール 手動スクリーン撤去	W3000×H2300 集積共	1.0	か所			
作業台扉撤去	W2000×H700 W500×H700 引き戸 4枚 集積共	1.0	か所			
	A-045					
作業台扉撤去	W2425×H700 W600×H700 引き戸 4枚	1.0	か所			

中央公民館長寿命化改修工事

I-4.内装改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	集積共 A-045					
F-3ab 調理台撤去	W1800×D900×H800 集積共	6.0	か所			
F-4 調理台(教師用)撤去	W2100×D600×H800 集積共	1.0	か所			
2F 美術工芸室 流し台撤去	W1800×D600×H800 集積共	1.0	か所			
	A-030、A-045					
2F 音楽室他 机ボード撤去	W3600×H1200 集積共	6.0	か所			
	A-026他					
2F 美術工芸室 掲示板撤去	W1550×H1200 集積共	1.0	か所			
	A-039					
2F 音楽室他 掲示板撤去	W1800×H1200 集積共	3.0	か所			
	A-039					
小 計						

中央公民館長寿命化改修工事

I-4.内装改修

名 称		形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1)	内部						
	<床>						
	床 薄塗珪藻土	張物下 既存コンクリート面	526.1	m ²			
	床 薄塗珪藻土	張物下 既存縁甲板面	4.4	m ²			
	床 ビニル床シート	t2.0 熱溶接工法 一般部	479.7	m ²			
	床 ビニル床シート	t2.0 木目 熱溶接工法 一般部	16.2	m ²			
	床 畳敷き	一畳 標仕A種 畳表J1 綿糸へりHt 畳床WR-1	31.0	枚			
	床 畳敷き	一畳 400角欠有 標仕A種 畳表J1 綿糸へりHt 畳床WR-1	2.0	枚			
	床 コルクタイル貼り	t5	110.7	m ²			
	床 木床組	合板 t12 際根太：90×30 根太：50×35@350	110.7	m ²			
	床 フローリング貼り	1等 なら t 15	160.4	m ²			
	床 木床組	合板 t12 際根太：90×30 根太：50×35@350	160.4	m ²			
	床 ケレン清掃	張物下 既存コンクリート面	493.0	m ²			
	床 ケレン清掃	張物下 既存縁甲板面	4.4	m ²			
	床清掃		231.0	m ²			

中央公民館長寿命化改修工事

I-4.内装改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
<幅木・壁>						
木製巾木	H=100 L35 ラワン	119.3	m			
2F 児童室、幼児室 木製上框	H=100 L35 ラワン	9.1	m			
ビニル巾木	H100	258.5	m			
壁 ビニルクロス	防火一級 ボート面	62.1	m ²			
	素地ごしらえB種共					
壁 ビニルクロス	防火一級 モルタル面	1.4	m ²			
	素地ごしらえB種共					
壁 ビニルクロス	防火一級 既存ボート面	389.0	m ²			
	素地ごしらえB種共					
壁 せっこうボート張り(GB-R)	厚12.5 不燃 RC、CB直張り 継目処理	89.9	m ²			
2F音楽室 壁 ロックウール化粧吸音板張り(DR)	フラット 内部用 厚12 不燃 ボート面	27.9	m ²			
壁 ケレン清掃	張物下 既存ボート面	389.0	m ²			
壁清掃		147.0	m ²			
柱 壁清掃	和室 丸柱 φ120	2.5	m			
<天井>						
天井 軽量鉄骨天井下地	19形(屋内) ふところ1.5m未満	263.0	m ²			

中央公民館長寿命化改修工事

I-4.内装改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	下地張りなし @225 インサート別途					
天井 軽量鉄骨天井下地	19形(屋内) ふところ1.5m未満	155.0	m ²			
	下地張りなし @300 インサート別途					
天井 軽量鉄骨天井下地	19形(屋内) ふところ1.5m未満	398.0	m ²			
	下地張りあり @360 インサート別途					
下り天井 軽量鉄骨下がり壁下地	19形(屋内) H300～500程度	40.0	m			
軽量鉄骨天井開口補強		1.0	式			
天井インサート	既存RC面	816.0	m ²			
天井 ビニルクロス	ボード面 素地ごしらえB種共	90.9	m ²			
下り天井 ビニルクロス	H=500 防火一級	7.7	m			
	ボード面 素地ごしらえB種共					
	A-042					
天井 ロックウール化粧吸音板張り(DR)	フラット 内部用 厚12 不燃 下張GB-NC厚9.5共	398.0	m ²			
下り天井 ロックウール化粧吸音板張り(DR)	H=200 フラット 内部用 厚12 不燃 下張GB-NC厚9.5共	5.9	m			
天井 化粧せっこうボード張り(GB-D)	厚9.5 準不燃 ドラバーチン 突付け	189.0	m ²			
天井 化粧せっこうボード張り(GB-D)	厚9.5 準不燃 木目調 突付け	74.5	m ²			
天井 天井けい酸カルシウム板張り	タイプ2(ノアス)0.8FK 厚5 目透かし	63.7	m ²			

中央公民館長寿命化改修工事

I-4.内装改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
天井 不燃積層せっこうボード張り	(GB-NC) 厚9.5 不燃 化粧無し 継目処理	90.9	m ²			
下り天井 不燃積層せっこうボード張り	H=300 (GB-NC) 厚9.5 不燃 化粧無し 継目処理 A-048	26.4	m			
下り天井 不燃積層せっこうボード張り	H=500 (GB-NC) 厚9.5 不燃 化粧無し 継目処理 A-042	7.7	m			
天井清掃		231.0	m ²			
天井廻縁	塩化ビニル製	402.0	m			
廻縁清掃	杉 生地面	109.0	m			
上枠清掃	杉 生地面	5.0	m			
<その他>						
2F 音楽室 見切縁	木製 W25×30 A-047	23.7	m			
コルクタイル～建具改修部 木枠	15×60	2.8	m			
2F 音楽室他 カーテンボックス	木製 W180+H180 t25 壁付L型 A-039	7.1	m			

中央公民館長寿命化改修工事

I-4.内装改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
2F 音楽室他 スクリーンボックス	木製 L2700 W150×H150 ラン合板 t20 A-026、A-040、A-031	2.0	か所			
下り天井 コーナーボード	ボード出隅	7.7	m			
下り天井 コーナー見切	25×25 A-015	5.9	m			
1F 水屋 床見切	SUS へノ字 W25	1.6	m			
カーテンレール	アルミ シングル	7.1	m			
ヒークチャーレール	厚9.5 シルバー	29.0	m			
天井点検口	450角	35.0	か所			
2F 音楽室他 手動スクリーン	W2400×H1800 A-026、A-040、A-047	4.0	か所			
2F レクリエーションホール 手動スクリーン	W3000×H2300 A-026、A-040、A-047	1.0	か所			
2F 美術工芸室 作業台扉	W2000×H700 W500×H700 引き戸 4枚 A-045	1.0	か所			
2F 美術工芸室 作業台扉	W2425×H700 W600×H700 引き戸 4枚 A-045	1.0	か所			

中央公民館長寿命化改修工事

I-4.内装改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
F-3a 2F実習室 調理台	W1830×D900×H800(850) ST-640Z-CE-KH/T(改)同等 天板:t35 SUS304 t0.8 エンボス加工 L面R加工 シンク:SUS304 t1.0 本体/エポキシ樹脂 t18 パワダークグレーU-160同等 エッジ:樹脂シート t0.45 ホットメルト接着 扉/エポキシ樹脂 t18同等 エッジ:セフティエッジ t3.0 ホットメルト接着 抽斗箱:シュブラーゼ t15 台輪:ウレタン塗装 蝶番、把手、水栓、調理器具共 A-079、080	4.0	か所			
F-3b 2F実習室 調理台	W1830×D900×H800(850) ST-640Z-CE-KH/T(改)同等 天板:t35 SUS304 t0.8 エンボス加工 L面R加工 シンク:SUS304 t1.0 本体/エポキシ樹脂 t18 パワダークグレーU-160同等 エッジ:樹脂シート t0.45 ホットメルト接着 扉/エポキシ樹脂 t18同等 エッジ:セフティエッジ t3.0 ホットメルト接着 抽斗箱:シュブラーゼ t15 台輪:ウレタン塗装 蝶番、把手、水栓、調理器具共 A-079、080	2.0	か所			
F-4 2F実習室 調理台(教師用)	W1830×D700×H800(850) ST-640Z-CE-KH/T(改)同等 天板:t35 SUS304 t0.8 エンボス加工 L面R加工 シンク:SUS304 t1.0 本体/エポキシ樹脂 t18 パワダークグレーU-160同等 エッジ:樹脂シート t0.45 ホットメルト接着	1.0	か所			

中央公民館長寿命化改修工事

I-4.内装改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	扉/エポキシ樹脂 t18同等 エッジ:セフティエッジ t3.0 ホットメルト接着					
	抽斗箱:シュプラーゼ t15 台輪:ウレタン塗装					
	蝶番、把手、水栓、調理器具共 A-079、080					
2F美術工芸室 扉	950×600×20	2.0	か所			
2F美術工芸室 扉	1110×600×20	2.0	か所			
F-5 美術工芸室 流し台	W1800×D600×H800 A-77	1.0	か所			
1F 会議室他 机ボード	W3600×H1200 A-026他	5.0	か所			
2F 音楽室 机ボード	W3600×H1200 五線譜入	1.0	か所			
2F 美術工芸室 掲示板	W1550×H1200 A-030、A-045	1.0	か所			
2F 音楽室他 掲示板	W1800×H1200 A-039	3.0	か所			
天井点検口取外し・再取付	450角	1.0	か所			
天井点検口取外し・再取付	600角	22.0	か所			
カーテンレール取外し・再取付	シングル	16.5	m			
カーテンレール取外し・再取付	ダブル	39.0	m			

中央公民館長寿命化改修工事

I-4.内装改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1F 図書室 スチールオープン書棚 取外し・再設置	W1800×D170×H2420 2連結 A-026	1.0	か所			
1F 図書室 スチールオープン書棚 取外し・再設置	W2700×D170×H2420 3連結 A-026	1.0	か所			
1F 図書室 スチールオープン書棚 取外し・再設置	W6300×D170×H2420 7連結 A-026	1.0	か所			
1F 図書室 スチール書棚 取外し・再設置	W1000×D380×H1855 A-026	1.0	か所			
1F 図書室 木製書棚 取外し・再設置	W1800×D200×H1450 A-026	1.0	か所			
1F 図書室 木製書棚 取外し・再設置	W1800×D360×H1450 A-026	1.0	か所			
1F 図書室 ライティングデスク 取外し・再設置	W1800×D710×H2000 2人用 木製	1.0	か所			
1F 図書室他 鏡 取外し・再設置	450×600 A-036	3.0	か所			
壁アルミパージョイント清掃		42.1	m ²			
和室 炉清掃	400角	2.0	か所			

中央公民館長寿命化改修工事

I-4.内装改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
2F 実習室 吊り下げ式反射鏡清掃	1800×900 A-045	1.0	か所			
<サイン>						
No. 26 和室プレートサイン	W250×H250 壁付 本体:アルミ複合パネル t3.0 接着 捨貼アルミ t3.0 ビス止め 表示:インジェットシート巻込貼	2.0	か所			
No. 27 自立スタンド誘導サイン	W460×H1350 自立 本体:既存スタンド 表示:インジェットシート巻込貼	2.0	か所			
No. 28 シート切り文字サイン	H=30、40 扉付 表示:マスキングフィルム貼 シート切文字	15.0	か所			
小 計						

中央公民館長寿命化改修工事

I-5.塗装改修

名 称		形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1)	内部						
	巾木 SOP塗り	木部 糸幅300mm以下 工程B種 素地ごしらえB種共	9.1	m			
	巾木 SOP塗り	既存木部 糸幅300mm以下 工程B種 下地調整RB種(塗替え面)	142.0	m			
	壁 EP-G塗り	モルタル面 工程B種(一般) 素地ごしらえB種共 A-025	1.3	m ²			
	壁 EP-G塗り	既存モルタル面 工程B種(一般) 下地調整RB種(塗替え面)	362.0	m ²			
	壁 EP-G塗り	既存けい酸カルシウム板面 工程B種(一般) 下地調整RB種(塗替え面)	21.5	m ²			
	壁 EP-G塗り	既存ボード面(継目) 工程B種(一般) 下地調整RB種(塗替え面)	190.0	m ²			
	壁 EP-G塗り	暗色塗装 既存モルタル面 工程B種(一般) 下地調整RB種(塗替え面)	50.4	m ²			
	壁 EP-G塗り	暗色塗装 既存けい酸カルシウム板面 工程B種(一般) 下地調整RB種(塗替え面)	147.0	m ²			

中央公民館長寿命化改修工事

I-5.塗装改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
壁 ケレン清掃	塗装下 既存ポर्ट面	50.9	m ²			
天井 EP-G塗り	暗色塗装 既存ポर्ट面 工程B種(見上)	74.4	m ²			
	下地調整RB種(塗替え面)					
天井 EP-G塗り	けい酸カルシウム板面 工程B種(見上)	63.7	m ²			
	素地ごしらえB種共					
下り天井 EP-G塗り	ポर्ट面 工程B種(見上)	7.9	m ²			
	素地ごしらえA種共					
SOP塗り	木部 糸幅300mm以下 工程B種	36.1	m			
	素地ごしらえB種共					
SOP塗り	既存木部 糸幅300mm以下 工程B種	469.0	m			
	下地調整RB種(塗替え面)					
CL塗り	木部 工程B種	6.4	m ²			
	素地ごしらえB種共					
CL塗り	木部 糸幅300mm以下 工程B種	2.8	m			
	素地ごしらえB種共					
小 計						

中央公民館長寿命化改修工事

I-6.環境配慮改修

名 称		形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1)	内部						
	粉じん飛散抑制剤吹付	アスベスト含有材面	1,473.0	m ²			
	床 長尺塩ビシート撤去	t2.8 アスベスト含有LV3 A-002	479.7	m ²			
	半硬質プラスチック巾木撤去	H100 t3.0 アスベスト含有LV3	255.5	m			
	壁 ジュラクサテン吹付撤去	アスベスト含有LV3	87.9	m ²			
	壁 ビニルクロス撤去	アスベスト含有LV3	159.0	m ²			
	天井 ビニルクロス撤去	アスベスト含有LV3	90.9	m ²			
	天井 岩綿吸音板撤去	t12 アスベスト含有LV3 捨貼PBt9.0共	398.0	m ²			
	天井 化粧せっこうボード撤去	t9.0 アスベスト含有LV3	167.0	m ²			
	天井 石綿ケイカル板撤去	t5.0 アスベスト含有LV3	63.7	m ²			
	下り天井 ビニルクロス撤去	H=500 アスベスト含有LV3	3.3	m			
	小 計						

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅱ-3.建具改修

名 称		形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
(1)	撤去						
	WD-3 親子開き戸撤去	W1200×H2000 スチール枠共 集積共	5.0	か所			
	WD-7 片開き戸撤去	W550×H2000 スチール枠共 集積共	1.0	か所			
	SD-3a 両開き戸撤去	W1600×H2000 枠共 集積共	1.0	か所			
	SS-6 スラット・シャッターBOX撤去	W1835×H1300 集積共	1.0	か所			
	AP-4 スチールパネーション撤去	W6900×H2700 集積共	1.0	か所			
	ガラス撤去	集積共	0.6	m ²			
	AP-5 ビニルクロス撤去	スチールパネーション面 集積共	74.1	m ²			
	AW-40 サイン撤去	ガラス面 50角×7か所・100角×1か所 集積共	1.0	か所			
	既存シーリング撤去手間		28.1	m			
	小 計						

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅱ-3.建具改修

	名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
2)	アルミ製建具						
	AW-40・50・AG-21 既存サッシクリーニング		7.9	㎡			
	小 計						

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅱ-4.内装改修

名 称		形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1)	内部						
	コンクリート撤去	鉄筋切断共 コンクリートブレーカ 集積共	0.1	m ³			
	床 タイル撤去	t10 下地モルタルt40撤去共 集積共	1.5	m ²			
	3F 楽屋廊下 床 養生ベニヤ撤去	t5.5 集積共	2.4	m ²			
		A-034					
	床 木床組撤去	合板 t12 際根太:90×30 根太:60×45 @300 集積共	58.2	m ²			
		A-052, 053					
	床 長尺塩ビシート撤去	t2.8 集積共	127.0	m ²			
		A-002					
	ソフト巾木撤去	H100 t3.0 集積共	120.0	m			
	壁 タイル撤去	t5 張付モルタルt15撤去共 集積共	51.8	m ²			
	壁 ビニルクロス撤去	集積共	436.0	m ²			
	天井 軽量鉄骨天井下地撤去	19形 @225 集積共	183.0	m ²			
	天井 軽量鉄骨天井下地撤去	19形 @300 集積共	150.0	m ²			
	天井 軽量鉄骨天井下地撤去	19形 @360 集積共	382.0	m ²			

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅱ-4.内装改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
下り天井 軽量鉄骨天井下地撤去	H=400 19形 @360 集積共	16.0	m			
天井 ビニルクロス撤去	集積共	43.1	m ²			
天井 ケイカル板撤去	t6.0 集積共	38.9	m ²			
天井 せっこうボード撤去	t9.0 集積共	92.9	m ²			
カッター入れ	コンクリート面	48.6	m			
1F 集会室他 カーテンボックス撤去	W180+H180 t25 壁付L型 木製 集積共 A-039	4.5	m			
3F 映写室 カーテンボックス撤去	W180×H180 t25 天井埋込コ型 木製 集積共	2.2	m			
下り天井 見切り材撤去	塩ビ 25×25 集積共	16.0	m			
階段滑り止め撤去	ステンレス製 幅35 ゴムタイプ入 フラットエント(ビニル製)共 集積共	5.5	m			
ビクチャール撤去	アルミ 集積共	168.0	m			
カーテンレール撤去	アルミ シングル 集積共	6.7	m			
1F 厨房 吊戸棚撤去	W1800×D600×H500 集積共 A-028、A-038	1.0	か所			
3F 便所(控室脇) 棚撤去	W880×D180 ポリエステル化粧合板フラッシュt15	1.0	か所			

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅱ-4.内装改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	集積共					
1F 厨房 SUS調理台撤去	W775×D450×H800 集積共 A-028	1.0	か所			
1F 厨房 SUS調理台撤去	W900×D550×H800 集積共 A-028	1.0	か所			
1F 厨房 SUS調理台撤去	W1500×D600×H800 集積共 A-028	1.0	か所			
1F 厨房 SUS流し台撤去	W1050×D550×H800 集積共 A-028	1.0	か所			
1F 集会室他 ポスター撤去	W3600×H1200 集積共 A-026他	2.0	か所			
1F 集会室他 掲示板撤去	W1800×H1200 集積共 A-039	4.0	か所			
1F 厨房 製氷機撤去	W630×D550×H900 集積共 A-028	1.0	か所			
B1F 消毒室 くん蒸器撤去	W880×D2200×H1600 スチール製 集積共 A-25	1.0	か所			
小 計						

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅱ-4.内装改修

名 称		形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1)	内部						
	<床> 3F 楽屋廊下 床 合板	t5.5 W1690×D1390 ラワン2類 見え掛かり A-034	1.0	か所			
	床 木床組	合板 t12 際根太:90×30 根太:50×35 @300 A-052, 053	58.2	m ²			
	床 薄塗珪藻土	張物下 既存コンクリート面	725.0	m ²			
	床 珪藻土塗り	金ごて 張物下 厚48 既存コンクリート面	1.5	m ²			
	床 ビニル床シート	t2.0 熱溶接工法 一般部	725.0	m ²			
	床 ビニル床シート	t2.0 熱溶接工法 多湿部	1.5	m ²			
	床 ビニル床シート	t2.0 熱溶接工法 多湿部	1.2	m ²			
	床 エポキシ樹脂塗床	合板面 防滑・流し展べ 既存塗床面 下地調整共	17.3	m ²			
	3F 楽屋廊下 床 エポキシ樹脂塗床	合板面 A-034	2.4	m ²			

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅱ-4.内装改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
床 点字シート	300角 注意喚起用 塩ビ	0.5	m ²			
床 ケレン清掃	張物下 既存コンクリート面	725.0	m ²			
床清掃		517.0	m ²			
<幅木・壁>						
ビニル巾木	H100	355.0	m			
階段ビニル巾木	高さ330	3.0	m			
給湯室 内装壁タイル張り	半磁器質 100角 タイプⅠⅢ類 下地モルタル別途	52.5	m ²			
壁 モルタル塗り	木ごて 内壁小口タイル下地 厚15	52.5	m ²			
壁 ビニルクロス	防火一級 ボード面 素地ごしらえB種共	3.2	m ²			
壁 ビニルクロス	防火一級 モルタル面 素地ごしらえB種共	1.3	m ²			
壁 ビニルクロス	防火一級 既存コンクリート面 素地ごしらえB種共	223.0	m ²			
壁 ビニルクロス	防火一級 既存CB面 素地ごしらえB種共	2.0	m ²			
壁 ビニルクロス	防火一級 既存ケイカル面 素地ごしらえB種共	159.0	m ²			

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅱ-4.内装改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
壁 ビニルクロス	防火一級 既存ボード面	104.0	m ²			
	素地ごしらえB種共					
壁 けい酸カルシウム板張り	タイプ2(ノアス)0.8FK 厚8 鋼製、木、ボード下地	75.1	m ²			
	目透かし					
壁 せっこうボード張り(GB-R)	厚12.5 不燃 鋼製、木、ボード下地	3.2	m ²			
	継目処理					
壁 ケレン清掃	張物下 既存コンクリート面	223.0	m ²			
壁 ケレン清掃	張物下 既存CB面	2.0	m ²			
壁 ケレン清掃	張物下 既存ケイカル面	159.0	m ²			
壁 ケレン清掃	張物下 既存ボード面	104.0	m ²			
壁清掃		1,266.0	m ²			
<天井>						
天井 軽量鉄骨天井下地	19形(屋内) ふところ1.5m未満 下地張りなし @225 インサート別途	186.0	m ²			
天井 軽量鉄骨天井下地	19形(屋内) ふところ1.5m未満 下地張りなし @300 インサート別途	108.0	m ²			

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅱ-4.内装改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
天井 軽量鉄骨天井下地	19形(屋内) ふところ1.5m未満 下地張りあり @360 インサート別途	382.0	m ²			
斜天井 軽量鉄骨天井下地	19形(屋内) 1.5m以上3.0m未満 振れ止め補強共 下地張りあり @360 インサート別途	38.9	m ²			
下り天井 軽量鉄骨下がり壁下地	19形(屋内) H300～500程度	39.0	m			
軽量鉄骨天井開口補強		1.0	式			
天井インサート	既存RC面	676.0	m ²			
斜天井 天井インサート	既存RC面	38.9	m ²			
天井 ビニルクロス	ボート面 素地ごしらえB種共	94.1	m ²			
天井 ビニルクロス	既存ケイカル面 素地ごしらえB種共	43.1	m ²			
斜天井 ビニルクロス	ケイカル面 素地ごしらえB種共	38.9	m ²			
下り天井 ビニルクロス	H=200 防火一級	12.4	m			
	ボート面 素地ごしらえB種共 A-042					
下り天井 ビニルクロス	H=500 防火一級	10.6	m			
	ボート面 素地ごしらえB種共 A-042					

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅱ-4.内装改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
天井 ロックウール化粧吸音板張り (DR)	フラット 内部用 厚12 不燃 下張GB-NC厚9.5共	382.0	m ²			
下り天井 ロックウール化粧吸音板張り (DR)	H=400 フラット 内部用 厚12 不燃 下張GB-NC厚9.5共 A-042	16.0	m			
天井 化粧せっこうボード張り (GB-D)	厚9.5 準不燃 トラバーチン 突付け	186.0	m ²			
天井 けい酸カルシウム板張り	タイプ2(ノンアス)0.8FK 厚5 目透かし	14.2	m ²			
斜天井 けい酸カルシウム板張り	タイプ2(ノンアス)0.8FK 厚5 突付け	38.9	m ²			
天井 不燃積層せっこうボード張り	(GB-NC) 厚9.5 不燃 化粧無し 継目処理	94.1	m ²			
下り天井 不燃積層せっこうボード張り	H=200 (GB-NC) 厚9.5 不燃 化粧無し 継目処理 A-042	12.4	m			
下り天井 不燃積層せっこうボード張り	H=500 (GB-NC) 厚9.5 不燃 化粧無し 継目処理 A-042	10.6	m			
斜天井 せっこうボード張り (GB-R)	厚12.5 不燃 下地張り	38.9	m ²			
天井廻縁	塩化ビニル製	412.0	m			
天井 ケレン清掃	張物下 既存ケイカル面	43.1	m ²			
天井清掃		682.0	m ²			

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅱ-4.内装改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
<その他>						
1F 集会室他 カーテンボックス	木製 W180+H180 t25 壁付L型 A-039	4.5	m			
1F 集会室他 スクリーンボックス	木製 L2700 W150×H150 ラワン合板 t20 A-026、A-040、A-031	2.0	か所			
下り天井 コーナービード	ボード出隅	23.0	m			
下り天井 コーナー見切	25×25 塩化ビニル製 A-015	16.0	m			
階段滑り止め	ステンレス製 幅35 ゴムタイヤ入 フラットエンド(ビニル製)共 接着工法 A-030	5.5	m			
カーテンレール	アルミ シングル	4.5	m			
ビクチャーレール	シルバー ボード二重張り	167.0	m			
天井点検口	450角	33.0	か所			
1F 集会室他 手動スクリーン	W2400×H1800 A-026、A-040	2.0	か所			
3F 便所(控室脇) 棚	W880×D150 ポリエステル化粧合板フラッシュt15	1.0	か所			
1F 厨房 SUS調理台	W900×D550×H810 A-028、A-081	1.0	か所			

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅱ-4.内装改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1F 厨房 SUS流し台	W1050×D550×H810 A-028、A-081	1.0	か所			
1F 集会室他 机台ボード	W3600×H1200 A-026他	2.0	か所			
1F 集会室他 掲示板	W1800×H1200 A-039	4.0	か所			
1F 厨房 製氷機	W630×D550×H900 A-028、A-081	1.0	か所			
3F ホール客席 座席改修	ストップ・コム交換 張地破れ、足補強部の座席含む	200.0	か所			
3F ホール客席 座席改修	足補強金物	14.0	か所			
3F ホール客席 座席改修	張地破れ(座)	6.0	か所			
3F ホール客席 座席改修	張地破れ(背)	7.0	か所			
3F ホール客席 座席クリーニング	200席	1.0	式			
天井点検口取外し・再取付	450角	3.0	か所			
天井点検口取外し・再取付	600角	14.0	か所			
カーテンレール取外し・再取付	シングル	15.5	m			
3F 控室(1)(2) カーテンレール 取外し・再設置	SUS シングル 天井付 A-034	7.8	m			

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅱ-4.内装改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
B1F 整理室 既存中量棚 取外し・再設置	W(880×3)×D600×H1815 A-025	1.0	か所			
B1F 整理室 既存中量棚 取外し・再設置	W(880×4)×D600×H1815 A-025	1.0	か所			
B1F 整理室 既存中量棚 取外し・再設置	W3600×D270×H1750 A-025	1.0	か所			
B1F 整理室 既存中量棚 取外し・再設置	W1870×D500×H2240 A-025	4.0	か所			
B1F 暗室 既存中量棚 取外し・再設置	W880×D600×H1815 A-025	1.0	か所			
B1F 暗室 既存中量棚 取外し・再設置	W1200×D600×H1810 A-025	1.0	か所			
1F 図書室他 鏡 取外し・再設置	450×600 A-036	2.0	か所			
1F ボランティア・ビューロー 行事予定黒板 取外し・再設置	1800×1200 A-028	1.0	か所			
3F 控室(1)(2) カウンター清掃	大理石面 A-052、A-053	3.5	m ²			

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅱ-4.内装改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
3F 控室(1)(2) 鏡清掃		6.6	㎡			
	A-023、A-052、A-053					
<サイン>						
No. 28 シート切り文字サイン	H=30、40 扉付 表示:マスキングフィルム貼 シート切文字	18.0	か所			
小 計						

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅱ-5.塗装改修

名 称		形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1)	内部						
	床 UC塗装	既存木部 工程A種 下地調整RB種(塗替え面)	79.6	m ²			
	立上 UC塗装	既存木部 工程B種 下地調整RB種(塗替え面)	6.7	m ²			
	上裏 UC塗装	既存木部 工程B種 下地調整RB種(塗替え面)	5.6	m ²			
	床 カンダ-掛け	既存床集成材面/塗装面	79.6	m ²			
	立上 カンダ-掛け	既存床集成材面/塗装面	6.7	m ²			
	上裏 カンダ-掛け	既存床集成材面/塗装面	5.6	m ²			
	巾木 SOP塗り	既存木部 糸幅300mm以下 工程B種 下地調整RB種(塗替え面)	78.8	m			
	壁 EP-G塗り	モルタル面 工程B種(一般) 素地ごしらえB種共	0.6	m ²			
	壁 EP-G塗り	けい酸カルシウム板面 工程B種(一般) 素地ごしらえB種共	75.1	m ²			

中央公民館長寿命化改修工事

II-5.塗装改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
壁 EP-G塗り	既存モルタル面 工程B種(一般) 下地調整RB種(塗替え面)	436.0	m ²			
壁 EP-G塗り	既存けい酸カルシウム板面 工程B種(一般) 下地調整RB種(塗替え面)	78.3	m ²			
壁 EP-G塗り	既存ボード面(継目) 工程B種(一般) 下地調整RB種(塗替え面)	130.0	m ²			
壁 EP-G塗り	暗色塗装 モルタル面 工程B種(一般) 素地ごしらえB種共	0.8	m ²			
壁 EP-G塗り	暗色塗装 既存モルタル面 工程B種(一般) 下地調整RB種(塗替え面)	43.3	m ²			
3F ホール客席 右側 壁 DP塗り	既存スチール格子/焼付塗装面 下地調整RB種(塗替え面)	106.0	m ²			
天井 EP-G塗り	けい酸カルシウム板面 工程B種(見上) 素地ごしらえB種共	14.2	m ²			
天井 EP-G塗り	ボード面 工程B種(見上) 素地ごしらえB種共	25.0	m ²			
天井 EP-G塗り	暗色塗装 既存ボード面 工程B種(見上) 下地調整RB種(塗替え面)	13.1	m ²			

中央公民館長寿命化改修工事

II-6.環境配慮改修

名 称		形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1)	内部						
	粉じん飛散抑制剤吹付	アスベスト含有材面	1,437.0	m ²			
	床 長尺塩ビシート撤去	t2.8 アスベスト含有LV3 A-002	599.7	m ²			
	半硬質プラスチック巾木撤去	H100 t3.0 アスベスト含有LV3	237.0	m			
	階段半硬質プラスチック巾木撤去	H100～250 t3.0 アスベスト含有LV3	3.0	m			
	壁 ビニルクロス撤去	アスベスト含有LV3	55.2	m ²			
	壁 有孔ケイカル板撤去	t8.0 アスベスト含有LV3	75.1	m ²			
	天井 ビニルクロス撤去	アスベスト含有LV3	92.9	m ²			
	天井 岩綿吸音板撤去	t12 アスベスト含有LV3 捨貼PBt9.0共	382.0	m ²			
	天井 化粧せっこうボード撤去	t9.0 アスベスト含有LV3	183.0	m ²			
	天井 石綿ケイカル板撤去	t5.0 アスベスト含有LV3	18.2	m ²			
	下り天井 岩綿吸音板撤去	H=400 t12 アスベスト含有LV3 捨貼PBt9.5共	16.0	m			
	小 計						

中央公民館長寿命化改修工事

II-8.発生材処理

名 称		形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
(2)	運搬						
	発生材運搬費	コンクリート類 2tダンプ 片道25km程度	0.1	m3			
	発生材運搬費	モルタル類 2tダンプ 片道25km程度	0.8	m3			
	発生材運搬費	タイル類 2tダンプ 片道25km程度	0.3	m3			
	発生材運搬費	木類 2tダンプ 片道25km程度	0.3	m3			
	発生材運搬費	廃プラスチック類 4tダンプ 片道25km程度	1.6	m3			
	発生材運搬費	石膏ボード類 4tダンプ 片道25km程度	4.3	m3			
	発生材運搬費	その他ボード類 2tダンプ 片道25km程度	0.2	m3			
	発生材運搬費	混合廃棄物 4tダンプ 片道25km程度	4.7	m3			
	発生材運搬費	アスベスト含有物 LV3 4tダンプ 片道25km程度	8.9	m3			
	小 計						

中央公民館長寿命化改修工事

II-8.発生材処理

名 称		形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
(3)	処分						
	発生材処分費	コンクリート類	0.1	m3			
	発生材処分費	モルタル類	0.8	m3			
	発生材処分費	タイル類	0.3	m3			
	発生材処分費	木類	0.3	m3			
	発生材処分費	廃プラスチック類	1.6	m3			
	発生材処分費	石膏ボード類	4.3	m3			
	発生材処分費	その他ボード類	0.2	m3			
	発生材処分費	混合廃棄物	4.7	m3			
	発生材処分費	アスベスト含有物 LV3	8.9	m3			
	有価物売却費	スチール H3	2.7	t			
	小 計						

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-2.防水改修

名 称		形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1)	外部						
	2F屋根(基礎撤去 新設部) 防水押えコンクリート撤去	コンクリートブレーカ 集積共	0.9	m ³			
	2F屋根(基礎撤去 新設部) カッター入れ	コンクリート面 厚80	49.8	m			
	屋根 シート防水撤去	集積共	1,018.0	m ²			
	屋根 塗膜防水撤去	集積共	1,278.0	m ²			
	屋根 脱気装置撤去	ステンレス 集積共	22.0	か所			
	屋根 伸縮目地シーリング撤去	20×10 集積共	845.0	m			
	水切アゴ 目地シーリング撤去	10×10 集積共	179.0	m			
	バルコニー床 シート防水撤去	集積共	33.6	m ²			
	バルコニー床 塗膜防水撤去	集積共	33.6	m ²			
	バルコニー床 伸縮目地シーリング撤去	20×10 集積共	31.6	m			
	バルコニー立上り 目地シーリング撤去	10×10 集積共	95.2	m			
	屋外階段立上り 目地シーリング撤去	10×10 集積共	200.0	m			
	既存トップライト取合い シーリング撤去	15×10 集積共	12.4	m			
	既存丸環取合い シーリング撤去	10×10 集積共	3.1	m			
	ルーフトレインカバー撤去	ステンレス パンチング W265×D170×H190 集積共 A-013	15.0	か所			

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-2.防水改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
堅樋撤去 R1F屋上	硬質塩化ビニル管とい 径100 集積共	169.0	m			
クーリングタワー鉄骨架台撤去	4400×2800×H550 集積共 A-014	1.0	か所			
小 計						

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-2.防水改修

名 称		形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1)	外部						
	屋根 高压水洗清掃	水压10～15Mpa	1,280.0	m ²			
	屋根立上り 高压水洗清掃	水压10～15Mpa	171.0	m ²			
	笠木 高压水洗清掃	水压10～15Mpa	164.0	m ²			
	水切アコ 高压水洗清掃	水压10～15Mpa	90.4	m ²			
	庇 高压水洗清掃	水压10～15Mpa	1.4	m ²			
	梁天端 高压水洗清掃	水压10～15Mpa	6.7	m ²			
	屋上階段 高压水洗清掃	水压10～15Mpa	5.2	m ²			
	機械基礎 高压水洗清掃	水压10～15Mpa	28.2	m ²			
	屋上庭園床 高压水洗清掃	水压10～15Mpa	108.0	m ²			
	屋上庭園床立上り 高压水洗清掃	水压10～15Mpa	42.2	m ²			
	バルコニー床 高压水洗清掃	水压10～15Mpa	128.0	m ²			
	バルコニー床立上り 高压水洗清掃	水压10～15Mpa	23.2	m ²			
	屋外階段床 高压水洗清掃	水压10～15Mpa	265.0	m ²			
	屋外階段床立上り 高压水洗清掃	水压10～15Mpa	35.6	m ²			
	RF客席部屋根 仮り防水	水性アクリル系防水材	260.0	m ²			

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-2.防水改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
RF客席部屋根 塗膜防水	X-1 ウレタンゴム系 OTコート塗(シリコンール)共 既存RC面	260.0	m ²			
RF客席部屋根立上り 塗膜防水	X-2 ウレタンゴム系 既存RC面	18.3	m ²			
RF客席部屋根 脱気装置	ステンレス 塗膜防水用	6.0	か所			
RF舞台部分屋根 塗膜防水	X-1 ウレタンゴム系 OTコート塗(シリコンール)共 既存RC面	74.1	m ²			
RF舞台部分屋根立上り 塗膜防水	X-2 ウレタンゴム系 既存RC面	24.0	m ²			
屋根 露出アスファルト防水	D-1 既存RC面	939.0	m ²			
2F屋根(基礎撤去 新設部) 露出アスファルト防水	D-1 新設押えコンクリート面	4.7	m ²			
2F屋根(基礎撤去 新設部) 溶接金網敷	径6.0 100×100 新設押えコンクリート面	4.7	m ²			
2F屋根(基礎撤去 新設部) コンクリート直均し仕上げ	防水下地 新設押えコンクリート面	4.7	m ²			
屋根立上り 露出アスファルト防水	D-1 既存RC面	127.0	m ²			
屋根立上り アスファルト防水押え金物	アルミ押え金物 アスファルトシーリング [®] 共	474.0	m			
屋根立上り(基礎新設部) 露出アスファルト防水	D-1 新設RC面	15.8	m ²			
屋根立上り(基礎新設部) 打放し面補修	B種 コーン処理無 防水下地	15.8	m ²			
屋根 脱気装置	ステンレス アスファルト防水用	16.0	か所			
屋根 伸縮目地シーリング [®] 打替え	ポリウレタン系(PU-2) 20×10	808.0	m			
笠木 塗膜防水	X-2 ウレタンゴム系 W120 既存RC面	41.5	m			

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-2.防水改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
笠木 塗膜防水	X-2 ウレタンゴム系 W410×H140 糸幅550 既存RC面	153.0	m			
笠木 塗膜防水	X-2 ウレタンゴム系 W410×H145 糸幅555 既存RC面	100.0	m			
笠木 塗膜防水	X-2 ウレタンゴム系 W440×H140 糸幅580 既存RC面	21.2	m			
笠木 塗膜防水	X-2 ウレタンゴム系 W450×H140 糸幅590 既存RC面	12.5	m			
水切アゴ 塗膜防水	X-2 ウレタンゴム系 W255 既存RC面	43.3	m			
水切アゴ 塗膜防水	X-2 ウレタンゴム系 H140 既存RC面	13.7	m			
水切アゴ 塗膜防水	X-2 ウレタンゴム系 W210×H140 糸幅350 既存RC面	125.0	m			
水切アゴ 塗膜防水	X-2 ウレタンゴム系 W250×H140 糸幅390 既存RC面	23.2	m			
水切アゴ 塗膜防水	X-2 ウレタンゴム系 W260×H140 糸幅400 既存RC面	4.0	m			
水切アゴ 塗膜防水	X-2 ウレタンゴム系 W270×H140 糸幅410 既存RC面	15.4	m			

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-2.防水改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
水切アコ 塗膜防水	X-2 ウレタンゴム系 W320×H140 糸幅460 既存RC面	3.7	m			
水切アコ 塗膜防水	X-2 ウレタンゴム系 W370×H140 糸幅510 既存RC面	9.0	m			
水切アコ 塗膜防水	X-2 ウレタンゴム系 W450×H140 糸幅590 既存RC面	13.6	m			
水切アコ 塗膜防水	X-2 ウレタンゴム系 W80×H140 糸幅220 既存RC面	10.9	m			
水切アコ 目地シーリング 打替え	変成シリコン系 (MS-2) 10×10	179.0	m			
庇 塗膜防水	X-2 ウレタンゴム系 既存RC面	1.4	m ²			
ハ小屋天端 塗膜防水	X-2 ウレタンゴム系 既存RC面	6.9	m ²			
ハ小屋見付 塗膜防水	X-2 ウレタンゴム系 H130 既存RC面	4.2	m			
ハ小屋見付 塗膜防水	X-2 ウレタンゴム系 H145 既存RC面	2.8	m			
ハ小屋見付 塗膜防水	X-2 ウレタンゴム系 H200 既存RC面	2.6	m			
ハ小屋壁 塗膜防水	X-2 ウレタンゴム系 既存RC面	1.1	m ²			
屋上階段踊場 塗膜防水	X-2 ウレタンゴム系 既存RC面	3.3	m ²			
屋上階段段部 塗膜防水	X-2 ウレタンゴム系 既存RC面	1.9	m ²			
梁天端 塗膜防水	X-2 ウレタンゴム系 W300 既存RC面	20.0	m			

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-2.防水改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
梁天端 塗膜防水	X-2 ウレタンゴム系 W450 既存RC面	1.5	m			
機械基礎天端 塗膜防水	X-2 ウレタンゴム系 既存RC面	17.2	m ²			
機械基礎立上り 塗膜防水	X-2 ウレタンゴム系 既存RC面	11.0	m ²			
新設太陽光基礎天端 塗膜防水	X-2 ウレタンゴム系 新設RC面	20.3	m ²			
新設太陽光基礎天端 コンクリート直均し仕上げ	防水下地	20.3	m ²			
新設太陽光基礎立上り 塗膜防水	X-2 ウレタンゴム系 新設RC面	18.1	m ²			
新設太陽光基礎立上り 打放し面補修	B種 コーン処理無 防水下地	18.1	m ²			
新設機械基礎廻り シーリング	変成シリコン系 (MS-2) 10×10	105.0	m			
屋上庭園床 耐候性ビニル床シート	熱溶接工法 エポキシ接着	58.7	m ²			
屋上庭園床 塗膜防水	X-2 ウレタンゴム系	58.7	m ²			
屋上庭園床 エポキシ樹脂モルタル全面補修	防水下地	58.7	m ²			
屋上庭園排水溝 塗膜防水	X-2 ウレタンゴム系 W400×H80 糸幅480	8.4	m			
屋上庭園排水溝 エポキシ樹脂モルタル全面補修	防水下地 W400×H80 糸幅480	8.4	m			
屋上庭園床 伸縮目地シーリング 打替え	ポリウレタン系 (PU-2) 20×10	37.0	m			
屋上庭園床立上り 耐候性ビニル床シート	熱溶接工法 エポキシ接着 H150 端部押えシーリング 共	31.9	m			
屋上庭園床立上り エポキシ樹脂モルタル全面補修	張物下地 H150	31.9	m			
屋上庭園植込床 FRP防水		44.8	m ²			
屋上庭園植込床 エポキシ樹脂モルタル全面補修	防水下地	44.8	m ²			

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-2.防水改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
屋上庭園植込立上り FRP防水	既存PC柵面	3.1	m ²			
屋上庭園植込立上り FRP防水		6.2	m ²			
屋上庭園植込立上り エポキシ樹脂モルタル全面補修	防水下地	6.2	m ²			
バルコニー床 モルタル浮き補修	アンカーヒーティング部分 エポキシ樹脂注入工法	8.6	m ²			
バルコニー床 塗膜防水	X-2 ウレタンゴム系 OTコート塗(シリコンール)共 既存RC面	94.8	m ²			
バルコニー床立上り 塗膜防水	X-2 ウレタンゴム系 W200 既存RC面	95.2	m			
バルコニー立上り 目地シーリング打替え	変成シリコン系(MS-2) 10×10	95.2	m			
3Fバルコニー床 塗膜防水	X-1 ウレタンゴム系 OTコート塗(シリコンール)共 既存RC面	33.6	m ²			
3Fバルコニー床立上り 塗膜防水	X-2 ウレタンゴム系 既存RC面	4.2	m ²			
3Fバルコニー床 伸縮目地シーリング打替え	ポリウレタン系(PU-2) 20×10	31.6	m			
屋外階段踊場 モルタル浮き補修	アンカーヒーティング部分 エポキシ樹脂注入工法	7.2	m ²			
屋外階段踊場 塗膜防水	X-2 ウレタンゴム系 OTコート塗(シリコンール)共 既存RC面	143.0	m ²			
屋外階段踊場排水溝 塗膜防水	X-2 ウレタンゴム系 W50 既存RC面	8.1	m			
屋外階段踊場立上り 塗膜防水	X-2 ウレタンゴム系 W200 既存RC面	111.0	m			
屋外階段踊場立上り 目地シーリング打替え	変成シリコン系(MS-2) 10×10	111.0	m			

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-2.防水改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
屋外階段段部 塗膜防水	X-2 ウレタンゴム系 OTコート塗(シリコンール)共 既存RC面	119.0	m ²			
屋外階段段部排水溝 塗膜防水	X-2 ウレタンゴム系 W50 既存RC面	56.2	m			
屋外階段段部立上り 塗膜防水	X-2 ウレタンゴム系 W100~200 既存RC面	89.4	m			
屋外階段段部立上り 目地シーリング打替え	変成シリコン系 (MS-2) 10×10	89.4	m			
既存トップライト取合い シーリング打替え	変成シリコン系 (MS-2) 15×10	12.4	m			
既存丸環取合い シーリング打替え	変成シリコン系 (MS-2) 10×10	3.1	m			
屋上 既存ルーフドレン塗替え	タールエポキシ樹脂塗装 RB下地処理共 径100 横形ろく屋根用	15.0	か所			
屋上庭園 既存ルーフドレン塗替え	タールエポキシ樹脂塗装 RB下地処理共 径100 横形ろく屋根用	2.0	か所			
屋上庭園 既存ルーフドレン塗替え	タールエポキシ樹脂塗装 RB下地処理共 径150 縦形ろく屋根用	1.0	か所			
バルコニー、屋外階段 既存フロアドレン塗替え	タールエポキシ樹脂塗装 RB下地処理共 径100 縦形用	2.0	か所			
バルコニー、屋外階段 既存フロアドレン塗替え	タールエポキシ樹脂塗装 RB下地処理共 径100 中継用	12.0	か所			
呼樋	硬質塩化ビニル管とい(カラー) 径100 L350	17.0	か所			
縦樋	硬質塩化ビニル管とい(カラー) 径100	163.0	m			
屋上 樋受け石	PC製	3.0	か所			
小 計						

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-3.外部改修

名 称		形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
(1)	撤去						
	打継目地シリング撤去	20×15 集積共	1,016.0	m			
	誘発目地シリング撤去	20×15 集積共	704.0	m			
	屋上庭園床 炔器質タイル撤去	下地モルタル共 集積共	58.7	m ²			
	屋上庭園排水溝 炔器質タイル撤去	下地モルタル共 集積共	4.0	m ²			
	屋上庭園立上り 炔器質タイル撤去	下地モルタル共 集積共	4.8	m ²			
	エントランスポーチ、テラス床 炔器質タイル撤去	下地モルタル共 集積共	168.0	m ²			
	エントランスポーチ立上り 炔器質タイル撤去	下地モルタル共 集積共	5.4	m ²			
	エントランスポーチ床 点字ブロック撤去	300角 集積共	5.9	m ²			
	エントランスポーチ軒天 けい酸カルシウム板撤去	厚5+5 集積共	34.6	m ²			
	エントランスポーチ軒天 軽量鉄骨天井下地撤去	集積共	34.6	m ²			
	エントランスポーチ軒天 アルミ廻縁撤去	集積共	33.2	m			
	エントランスポーチスロープ 手摺撤去	ステンレス H800 集積共	19.9	m			
	屋上庭園 透水管廻り碎石撤去	W300×H250 集積共	19.4	m			
	仮移植場 土留めブロック撤去	コンクリートブロック H200 集積共	28.0	m			
	小 計						

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-3.外部改修

名 称		形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
(2)	改修						
	外壁 高压水洗清掃	水压10～15Mpa	2,568.0	m ²			
	手摺壁 高压水洗清掃	水压10～15Mpa	410.0	m ²			
	手摺壁天端 高压水洗清掃	水压10～15Mpa	28.0	m ²			
	根廻り 高压水洗清掃	水压10～15Mpa	33.4	m ²			
	軒天 高压水洗清掃	水压10～15Mpa	360.0	m ²			
	トリアリア擁壁 高压水洗清掃	水压10～15Mpa	297.0	m ²			
	トリアリア擁壁天端 高压水洗清掃	水压10～15Mpa	21.7	m ²			
	トリアリア排水溝 高压水洗清掃	水压10～15Mpa	15.7	m ²			
	外壁 コンクリートひび割れ補修	田島ルーフィング [®] ： ノカットフィルム工法同等	1.2	m			
	手摺壁 コンクリートひび割れ補修	田島ルーフィング [®] ： ノカットフィルム工法同等	2.3	m			
	手摺壁天端 コンクリートひび割れ補修	田島ルーフィング [®] ： ノカットフィルム工法同等	0.8	m			
	水切 コンクリートひび割れ補修	田島ルーフィング [®] ： ノカットフィルム工法同等	1.2	m			
	外壁 コンクリート裂割れ補修	劣化部ハツリ除去、鉄筋発錆部 ケレン除去、エポキシ樹脂モルタル充填 W100×H75	1.0	か所			

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-3.外部改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
外壁 コンクリート割れ補修	劣化部ハツリ除去、鉄筋発錆部 ケレン除去、エポキシ樹脂モルタル充填 W150×H100	1.0	か所			
手摺壁 コンクリート割れ補修	劣化部ハツリ除去、鉄筋発錆部 ケレン除去、エポキシ樹脂モルタル充填 W100×H100	1.0	か所			
根廻り モルタル浮き補修	アンカーピンニング 16穴/m ² エポキシ樹脂注入工法 欠損部 厚20モルタル補修 H100	4.9	m			
根廻り モルタル浮き補修	アンカーピンニング 16穴/m ² エポキシ樹脂注入工法 欠損部 厚20モルタル補修 H150	0.2	m			
根廻り モルタル浮き補修	アンカーピンニング 16穴/m ² エポキシ樹脂注入工法 欠損部 厚20モルタル補修 H200	9.8	m			
根廻り モルタル浮き補修	アンカーピンニング 16穴/m ² エポキシ樹脂注入工法 欠損部 厚20モルタル補修 H300	1.1	m			
東側1Fトア下 モルタル割れ補修	アンカーピンニング 16穴/m ² エポキシ樹脂注入工法 欠損部 厚20モルタル補修 H100	2.1	m			
外壁 可とう形改修塗材E	上塗材:フッ素 C-2補修共 既存RC面	2,568.0	m ²			
手摺壁 可とう形改修塗材E	上塗材:フッ素 C-2補修共 既存RC面	410.0	m ²			

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-3.外部改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
軒天 可とう形改修塗材E	上塗材:フッ素 C-2補修共 既存RC面	360.0	m ²			
トリアイア擁壁 コンクリート打ち放し塗材	ファウンデーション工法 既存RC面 C-2補修共	297.0	m ²			
手摺壁天端 塗膜防水	X-2 ウレタンゴム系 W170 既存RC面	160.0	m			
手摺壁天端 塗膜防水	X-2 ウレタンゴム系 W300 既存RC面	2.4	m			
トリアイア擁壁天端 塗膜防水	X-2 ウレタンゴム系 W200 既存RC面	6.7	m			
トリアイア擁壁天端 塗膜防水	X-2 ウレタンゴム系 W250 既存RC面	81.5	m			
トリアイア排水溝 塗膜防水	X-2 ウレタンゴム系 W180×H50/150 糸幅380 既存RC面	41.4	m			
打継目地シーリング 打替え	変成シリコン系 (MS-2) 20×15	1,016.0	m			
誘発目地シーリング 打替え	変成シリコン系 (MS-2) 20×15	704.0	m			
エントランスポーチ、テラス 床 磁器質タイル張	200角 無ゆう	180.0	m ²			
エントランスポーチ、テラス 床 磁器質段鼻タイル張	200角用 無ゆう	9.5	m			
エントランスポーチ 巾木 磁器質タイル張	100×200 無ゆう H100～400 A-015	21.5	m			
テラス階段 磁器質タイル張	200角 無ゆう	2.7	m ²			

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-3.外部改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
テラス階段 磁器質段鼻タイル張	200角用 無ゆう	8.5	m			
テラススロープ 床 磁器質タイル張	200角 無ゆう	6.6	m ²			
エントランスポーチ、テラス床 モルタル塗り	木ごとて 一般タイル下地	180.0	m ²			
エントランスポーチ巾木 モルタル塗り	木ごとて 一般タイル下地 H100～400	21.5	m			
テラス階段 モルタル塗り	木ごとて 一般タイル下地	2.7	m ²			
テラススロープ 床 モルタル塗り	木ごとて 一般タイル下地	6.6	m ²			
エントランスポーチ床 点字タイル	300角 注意喚起用	2.4	m ²			
エントランスポーチ床 点字タイル	300角 誘導用	3.5	m ²			
屋外階段踊場 点字タイル	300角 注意喚起用	13.1	m ²			
エントランスポーチ軒天 アルミパンドレ	W100 カラー電解着色	34.6	m ²			
エントランスポーチ軒天 アルミパンドレ用廻縁	カラー電解着色	33.2	m			
エントランスポーチ軒天 軽量鉄骨天井下地	25形(屋外) ふところ1.0以上2.5m未満	34.6	m ²			
	金属成形板用 @360 インサート共					
テラススロープ 立上り天端 コンクリート直均し仕上げ	W150+150 吹付下地	4.4	m			
テラススロープ 立上り 打放し面補修	吹付下地 B種 コーン処理	1.8	m ²			
テラススロープ 立上り 可とう形改修塗材E	上塗材:フッ素 新設RC面	3.1	m ²			
テラススロープ 手摺	ステンレスHL H850 手摺:径32.0、支柱:径38.0 G-004(a断面図)	4.4	m			

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-3.外部改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
エントランスポーチ 手摺	アルミ押出型材 H800 陽極酸化・塗装複合被覆 手摺:径42.7 四国化成:SB手摺2段同等 G-007	21.0	m			
屋上庭園床 耐候性ビニル床シート	熱溶接工法 エポキシ接着 変成シリコン系 (MS-2)	3.2	m ²			
テラス床 ビニル床シート張端末 シーリング	10×10	16.9	m			
2F屋上 既存トップライト清掃	600×600 アクリドーム A-013	2.0	か所			
R1F屋上 既存トップライト清掃	1300×1300 アクリドーム A-013	2.0	か所			
屋上 既存丸環清掃	ステンレス 外径125 A-013	22.0	か所			
既存煙突陣笠清掃	ステンレス 1000×1000 A-014	1.0	か所			
屋上階段 既存手摺清掃	ステンレス H880 A-014	3.3	m			
バルコニー 既存手摺清掃	ステンレス H200 A-018	49.7	m			

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-3.外部改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
屋上階段 既存手摺清掃	ステンレス H200 A-018	100.0	m			
屋上階段 既存手摺清掃	ステンレス 2段 H360 A-019	10.3	m			
屋上階段 既存壁付手摺清掃	ステンレス 径42.7 A-018	56.8	m			
屋上庭園 既存手摺清掃	ステンレス H700 A-020	25.3	m			
屋上 既存タップ° 清掃	ステンレス W400×H2200	1.0	か所			
屋上 既存タップ° 清掃	ステンレス W400×H3500	1.0	か所			
屋上 既存タップ° 清掃	ステンレス W400×H5000	1.0	か所			
屋上庭園立上り 既存タイル清掃		16.1	m ²			
エントランスポーチマット下 既存泥溜め消毒・清掃	モルタル 300×300×H300 A-015	4.0	か所			

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-3.外部改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
エントランスポーチ 既存定礎板清掃	御影石 400×600×40 A-015	1.0	か所			
既存館銘板清掃	ステンレス箱文字 18文字 150角 A-010	1.0	か所			
施設名称サイン(大)	日本文:チャンネル文字 SUS HL H300 21文字+16文字	1.0	か所			
空調室外機基礎	W1450×D1000×H200 コンクリート・型枠・鉄筋共	2.0	か所			
空調室外機基礎下 ゴムマット敷	t5.0	2.9	m ²			
※植栽仮移植	外部駐車場を利用 防水工事完了後再移植 A-020					
屋上庭園 客土移設・再設置	肥沃土	26.9	m ³			
屋上庭園 ナツハギ仮移植・再移植	H2000 目通し周120 3本立	2.0	本			
屋上庭園 ナツハギ仮移植・再移植	H2500 目通し周150 3本立以上	4.0	本			
屋上庭園 ナツハギ仮移植・再移植	H3000 目通し周200 3本立以上	1.0	本			
屋上庭園 コクマササ仮移植・再移植	H120 3芽立	70.0	本			
屋上庭園 サツキハギ仮移植・再移植	H400 葉張500	40.0	本			
屋上庭園 トウタンツツツ仮移植・再移植	H600 葉張300	75.0	本			

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-3.外部改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
屋上庭園 イヅク 仮移植・再移植	H1000 葉張400	20.0	本			
屋上庭園 ツキ 仮移植・再移植	H1800 葉張500	12.0	本			
屋上庭園 サトウ 仮移植・再移植	H1800 葉張500	8.0	本			
屋上庭園 景石移設・再設置	H750～1200程度	3.0	か所			
屋上庭園 透水管取外し・再設置	径100 ホﾞラコンパ イヅ 同等	19.4	m			
屋上庭園 透水管廻り砕石新設	W300×H250	19.4	m			
仮移植場 ビニールシート養生		112.0	m ²			
仮移植場 土留め	コンクリートブロック t150 H200	34.0	m			
小 計						

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-4.建具改修

名 称		形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
(1)	撤去						
	WD-3 親子開き戸撤去	W1200×H2000 スチール枠共	1.0	か所			
	AP-7 電動アコーディオンドア撤去	W1200×H2000 枠共	1.0	か所			
	TB-3 トイレブース撤去	延L3280×H1900	1.0	か所			
	TB-4 トイレブース撤去	延L5295×H1900	1.0	か所			
	TB-5 トイレブース撤去	延L6625×H1900	1.0	か所			
	TB-6 トイレブース撤去	延L7210×H1900	1.0	か所			
	TB-7 トイレブース撤去	延L4410×H1900	1.0	か所			
	ガラス撤去		4.1	m ²			
	AW-37 シート撤去	ガラス面 A-067	10.3	m ²			
	AW-36 サイン撤去	ガラス面 50角×7か所・100角×1か所 A-067	1.0	か所			
	既存シーリング撤去手間		1,228.0	m			
	小 計						

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-4.建具改修

名 称		形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
(2)	改修						
1)	木製建具		1.0	式			
2)	アルミ製建具		1.0	式			
3)	アルミカーテンウォール		1.0	式			
4)	鋼製建具		1.0	式			
5)	軽量鋼製建具		1.0	式			
6)	ステンレス製建具		1.0	式			
7)	アルミパーティション		1.0	式			
8)	エンジン装置		1.0	式			
9)	トイレブース		1.0	式			
10)	ガラス		1.0	式			
11)	その他		1.0	式			
	小 計						

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-4.建具改修

	名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
7)	アルミパ ーティション						
	AP-2・9・9'						
	既存アルミパ ーティションクリーニング		14.8	㎡			
	小 計						

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-4.建具改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
9)	トイレブース					
TB-1 (2F) トイレブース	延L3385×H1900 高压マリン樹脂化粧板t40 Rエッジ 扉W600 2枚 隔て板W1200 1枚 巾木:SUS H60	1.0	か所			
TB-2 (2F) トイレブース	延L5625×H1900 高压マリン樹脂化粧板t40 Rエッジ 扉W600 3枚 隔て板W1400 2枚 巾木:SUS H60	1.0	か所			
TB-3 トイレブース	延L7020×H1900 高压マリン樹脂化粧板t40 Rエッジ 扉W600 3枚 隔て板W1200 2枚 W1600 1枚 巾木:SUS H60	1.0	か所			
TB-4 トイレブース	延L8505×H1900 高压マリン樹脂化粧板t40 Rエッジ 扉W600 4枚 隔て板W1500 3枚 巾木:SUS H60	1.0	か所			
TB-5 トイレブース	延L4720×H1900 高压マリン樹脂化粧板t40 Rエッジ 扉W600 2枚 隔て板W1050 2枚 巾木:SUS H60	1.0	か所			
TB-1 (1F) 既存トイレブース取外し再取付	延L3350×H1900	1.0	か所			

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-5.内装改修

名 称		形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1)	内部						
	床 コンクリート撤去	鉄筋切断共 コンクリートブレーカ 集積共	2.7	m ³			
	床 タイル撤去	t10 下地モルタルt40撤去共 集積共	96.8	m ²			
	1F 男子便所 床下 点検口廻りモルタル撤去	集積共	0.5	m			
	床 ビニル床シート撤去	t2.5 集積共	2.0	m ²			
	床 クッションフロアシート撤去	t1.8 集積共	7.2	m ²			
	床 点字シート撤去	300角 誘導用 集積共	102.0	か所			
	床 点字シート撤去	300角 注意喚起用 集積共	48.0	か所			
	ソフト巾木撤去	H100 t3.0 集積共	12.0	m			
	壁 タイル撤去	t5 張付モルタルt15撤去共 集積共	310.0	m ²			
	天井 軽量鉄骨天井下地撤去	19形 @225 集積共	66.4	m ²			
	天井 軽量鉄骨天井下地撤去	19形 @300 集積共	117.0	m ²			
	天井 軽量鉄骨天井下地撤去	19形 @360 集積共	838.0	m ²			
	下り天井 軽量鉄骨天井下地撤去	H=230 19形 @360 集積共	2.8	m			
	天井 化粧ボード吸音板撤去	t3.2 不燃セラミック 集積共	30.0	m ²			
	カッター入れ	モルタル面	0.5	m			
	カッター入れ	コンクリート面	296.0	m			

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-5.内装改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
カッター入れ	大理石+RC カウンター部	2.8	m			
床見切撤去	柵 50×100 集積共	2.2	m			
下り天井 見切り材撤去	塩ビ 25×25 集積共	2.8	m			
階段滑り止め撤去	ステンレス製 幅35 コムタイ入 フラットエント(ビニル製)共 集積共	235.0	m			
ビッチャーレル撤去	アルミ 集積共	55.1	m			
1F 男子便所 床下点検口撤去	600×600 集積共	1.0	か所			
1F エントランスホール 受付カウンター撤去	W2760×D350 t140 人工大理石 t25 集積共	1.0	か所			
F-2a 木製戸棚撤去	ポリフラッシュ t20 上段:W1050×D250×H800 棚板:2段 下段:W1050×D370×H800 棚板:1段 集積共	2.0	か所			
F-2a 木製戸棚撤去	ポリフラッシュ t20 上段:W520×D250×H800 棚板:2段 下段:W520×D370×H800 棚板:1段 集積共	1.0	か所			
F-1 キッチン撤去	L1200×D600×H800 上部 吊り戸棚、フート共 集積共	3.0	か所			
1F エントランスホール 案内板撤去	スチール製 W1850×D90×H1690 集積共	1.0	か所			

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-5.内装改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1F 廊下1 ガラスシート文字撤去	50角9文字+100角7文字 集積共	1.0	か所			
2F 女子便所 洗面化粧台撤去	L1580 集積共	1.0	か所			
2F 男子便所 洗面化粧台撤去	L1700 集積共	1.0	か所			
3F 男子・女子便所 洗面化粧台撤去	L1880 集積共	2.0	か所			
<サイン>						
No. 6 総合受付案内サイン撤去	W1500×H300 壁付 本体:アルミ複合パネル t3.0 接着 捨貼アルミ t3.0 ビス止め 表示:インクジェットシート巻込貼	1.0	か所			
No. 11 階段踊り場階数表示サイン撤去	400角 壁付 本体:アルミ複合パネル t3.0 接着 捨貼アルミ t3.0 ビス止め 表示:インクジェットシート巻込貼	2.0	か所			
No. 13 室名サイン (小) 撤去	W450×D50×H150 壁付 本体:アルミ複合パネル t3.0 下地:ポンテ鋼板曲加工 ビス止め 表示:インクジェットシート巻込貼	16.0	か所			
No. 14 室名サイン (大) 撤去	W700×D50×H150 壁付 本体:アルミ複合パネル t3.0 下地:ポンテ鋼板曲加工 ビス止め 表示:インクジェットシート巻込貼	2.0	か所			
No. 16 男女トイレプレートサイン撤去	W800×H2350 壁付 本体:アルミ複合パネル t3.0 接着 捨貼アルミ t3.0 ビス止め 表示:インクジェットシート巻込貼	4.0	か所			
No. 17 バリアフリートイレサイン撤去	W1070×H600 壁付 本体:アルミ複合パネル t3.0 接着 捨貼アルミ t3.0 ビス止め 表示:インクジェットシート巻込貼	2.0	か所			

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-5.内装改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
No. 18 ゴミ分別サインプレート撤去	W250×H360 4台/か所 壁付 本体:アルミ複合パネル t3.0 接着 捨貼アルミ t3.0 ビス止め 表示:インジエツトシート巻込貼	2.0	か所			
No. 20 ガラス自動ドアフォグガラスシートサイン撤去	W1820×H2000 扉付 文字:H50、100 11+7文字 シート切文字 衝突安全シート:フォグガラスシート H950	1.0	か所			
No. 23 トイレ誘導サイン撤去	W1715×H515 壁付 本体:アルミ複合パネル t3.0 接着 捨貼アルミ t3.0 ビス止め 表示:インジエツトシート巻込貼	1.0	か所			
No. 24 プラネリウム入口サイン撤去	W1600×H190 壁付 本体:ポンテ鋼板 曲加工 アンカービス止め 表示:インジエツトシート貼	1.0	か所			
No. 29 吊り下げ誘導サイン-2撤去	W1000×H300 天井吊 本体:アルミ複合パネルt3.0 吊下金物加工 表示:インジエツトシート上貼 両面仕様	1.0	か所			
小 計						

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-5.内装改修

名 称		形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1)	内部						
	<床>						
	床 モルタル塗り	金ごて 張物下 厚47 既存コンクリート面	434.0	m ²			
	床 モルタル塗り	金ごて 張物下 厚48 既存コンクリート面	105.0	m ²			
	床 モルタル塗り	金ごて 張物下 厚48 既存セラミックタイル面	13.7	m ²			
	床 薄塗モルタル	張物下 既存コンクリート面	616.0	m ²			
	床 薄塗モルタル	張物下 既存フローリング面	11.8	m ²			
	1F 男子便所 床下 点検口廻りモルタル詰		0.5	m			
	床 ビニル床シート 階段室含む	t2.0 熱溶接工法 一般部 (無地)	591.0	m ²			
	床 ビニル床シート	t2.0 熱溶接工法 多湿部 (無地)	112.0	m ²			
	床 階段ビニル床シート	t2.0 木目 熱溶接工法 一般部	11.8	m ²			
	床 汚垂れシート	t2.0 熱溶接工法 多湿部	6.5	m ²			
	床 ビニル床タイル	ホモニアス t3.0 一般部	436.0	m ²			
	床 階段ビニル床タイル	ホモニアス t3.0 一般部	23.6	m ²			
	床 点字シート	300角 誘導用 塩化ビニル製	9.3	m ²			
	床 点字シート	300角 注意喚起用 塩化ビニル製	8.5	m ²			
	床 ケレン清掃	張物下 既存コンクリート面	616.0	m ²			

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-5.内装改修

名 称		形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	床 ケレン清掃	張物下 既存フローリング面	11.8	m ²			
	床清掃		256.0	m ²			
	<幅木・壁>						
	巾木 モルタル塗り	t47 張物下 既存コンクリート面	10.3	m ²			
	ビニル巾木	H100	349.0	m			
	階段ビニル巾木	高さ330	45.5	m			
	給湯室 内装壁タイル張り	半磁器質 100角 下地モルタル別途	34.6	m ²			
	便所 内装壁タイル張り	半磁器質 100×200 下地モルタル別途	269.0	m ²			
	壁 モルタル塗り	木ごと 内壁ユニットタイル下地 厚15	304.0	m ²			
	消火栓廻りモルタル詰	W100×t140 A-025	27.8	m			
	壁 軽量鉄骨壁下地	65形 下地張りなし @300	6.4	m ²			
	壁 けい酸カルシウム板張り	タイプ2(ノンアス)0.8FK 厚8 鋼製、木、ボード下地 目透かし	1.3	m ²			
	壁 せっこうボード張り(GB-R)	厚12.5 不燃 鋼製、木、ボード下地 継目処理	7.1	m ²			
	壁清掃		444.0	m ²			

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-5.内装改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
<天井>						
天井 アルミスパントレール	W100 LGS面 (カー電解着色)	30.0	m ²			
天井 軽量鉄骨天井下地	19形(屋内) ふところ1.5m未満 下地張りなし @225 インサート別途	188.0	m ²			
天井 軽量鉄骨天井下地	19形(屋内) ふところ1.5m未満 下地張りあり @360 インサート別途	806.0	m ²			
天井 軽量鉄骨天井下地	19形(屋内) ふところ1.5m未満 金属成形板用 @360 インサート別途	30.0	m ²			
下り天井 軽量鉄骨下がり壁下地	19形(屋内) H300~500程度	2.8	m			
軽量鉄骨天井開口補強		1.0	式			
天井インサート	既存RC面	1,024.0	m ²			
天井 ロックウール化粧吸音板張り (DR)	フラット 内部用 厚12 不燃 下張GB-NC厚9.5共	806.0	m ²			
下り天井 ロックウール化粧吸音板張り (DR)	H=230 フラット 内部用 厚12 不燃 下張GB-NC厚9.5共	2.8	m			
天井 化粧せっこうボード張り (GB-D)	厚9.5 準不燃 トライバチン 突付け	188.0	m ²			
天井廻縁	アルミ製 スパントレール用	25.9	m			
天井廻縁	塩化ビニル製	675.0	m			
天井清掃		223.0	m ²			

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-5.内装改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
<その他>						
B1F 清掃員更衣室 上框	木製 30×50 A-025	2.2	m			
1F 授乳室 カーテンボックス	木製 W180+H180 t25 壁付L型 A-039	1.1	m			
1F 便所 L型手摺取付補強板	ワン合板 I類 見え隠れ t12 900×900	2.0	か所			
下り天井 コーナー見切	25×25 (塩ビ) A-015	2.8	m			
階段滑り止め	ステンレス製 幅35 ゴムタイヤ入 フラットエンド (ビニル製) 共 接着工法 A-030	235.0	m			
1F ロビー 床見切	SUS A-015	14.2	m			
カーテンレール	アルミ製 シングル (軽量用)	1.1	m			
各階 便所 吊りカーテンレール	アルミ製	6.6	m			
ビクチャーレール	シルバー ボード 厚12.5	50.4	m			
天井点検口	450角 アルミ	40.0	か所			
1F 男子便所 床下点検口	一般型充填用 アルミ目地 600×600	1.0	か所			

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-5.内装改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1F エントランスホール 受付カウンター	W1375×D400×H750 珽集成材 t50 UC塗	1.0	か所			
	支柱パイプ:SUS HL t2.0 φ60 ブラケット SUS FB W50 75×200 2か所 A-043					
1F エントランスホール 受付カウンター	W1375×D400×H990 珽集成材 t50 UC塗	1.0	か所			
	支柱パイプ:SUS HL t2.0 φ60 ブラケット SUS FB W50 75×200 2か所 A-043					
1F 授乳室 カウンター	L2350×D450 珽集成材 t35 UC SUS FB-60 W50加工 200×75 2か所 A-029	1.0	か所			
1、2F 男子便所 棚	150×150 三角形 t15 ポリフッシュ	2.0	か所			
1、2F 掃除用具入 棚	W300×D150 t15 ポリフッシュ A-023	2.0	か所			
F-2a 収納戸棚	上段:W970×D270×H850 可動棚:2段 棚受:9段 @50 扉木口:セフティエッジ 耐震ラッチ共 下段:W970×D370×H800 天板:珽集成材 t30 R5加工 UC塗装 共 可動棚:1段 棚受:5段 @50 扉木口:セフティエッジ A-079	2.0	か所			

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-5.内装改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
F-2b 収納戸棚	上段:W520×D270×H850 可動棚:2段 棚受:9段 @50 扉木口:セフティーエッジ 耐震ラッチ共 下段:W520×D370×H800 天板:珞集成材 t30 R5加工 UC塗装 共 可動棚:1段 棚受:5段 @50 扉木口:セフティーエッジ A-079	1.0	か所			
F-1 キッチン	W1200 へーシックタイプ 加熱機器なし 吊戸棚 W1200×D370×H470共 LIXIL:Tio同等 A-079	3.0	か所			
各階 便所 洗面器用手摺	樹脂被覆タイプ φ 32	6.0	か所			
各階 男子便所 小便器用手摺	樹脂被覆タイプ φ 32	5.0	か所			
1、2F 男子便所 L型手摺	RC面取付 樹脂被覆タイプ φ 32	2.0	か所			
各階 便所 L型手摺	トイレベース面 樹脂被覆タイプ φ 32	4.0	か所			
1F 授乳室 おむつ交換台	W620×D850×H930 柵材:おむつ子たち BR-TC同等 A-029	1.0	か所			
1F 授乳室 おむつ交換台	コンヒ:縦型 スマートホルト OK-F11同等 A-029	1.0	か所			

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-5.内装改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
3F 廊下 手摺補修	L2850程度 ビス止め 3か所 A-004、A-034	1.0	か所			
額縁カット手間	8mmカット (10.7mm→2.0mm) A-046	1.9	m			
天井点検口取外し・再取付	450角	4.0	か所			
天井点検口取外し・再取付	600角	36.0	か所			
1F 事務室 カーテンレール取外し・再取付	ダブル 壁付 A-036	3.9	m			
1F 図書室他 鏡 取外し・再設置	450×600 A-036	1.0	か所			
1F 女子便所 洗面化粧台 取外し・再設置	L1580	1.0	か所			
1F 男子便所 洗面化粧台 取外し・再設置	L1700	1.0	か所			
2F 女子便所 洗面化粧台新設	L1580 洗面器開口2か所	1.0	か所			
2F 男子便所 洗面化粧台新設	L1700 洗面器開口2か所	1.0	か所			
3F 男子・女子便所 洗面化粧台新設	L1880 洗面器開口2か所	2.0	か所			
1F 男子便所 ベビーシート 取外し・再設置	W600程度 A-021	1.0	か所			
1F 授乳室前廊下 手洗いカウンター	L1500 洗面器開口1か所	1.0	か所			

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-5.内装改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1F 身障者用便所 ベビーシート 取外し・再設置	W600程度 A-024	1.0	か所			
1F 身障者用便所 ベビーチェア 取外し・再設置	W300程度 A-024	1.0	か所			
1F 廊下-3 既存掲示板 取外し・再設置	1800×1200 A-039	1.0	か所			
1F ロビー 既存掲示板 取外し・再設置	2700×1200 A-025	1.0	か所			
2F 廊下 既存掲示板 取外し・再設置	1800×900	1.0	か所			
1F 廊下-3 SUSプレートサイン 取外し・再設置	200角 A-028	1.0	か所			
1F 廊下-3他 絵画 取外し・再設置	1500×1500 絵画名入 A-028、A-030	2.0	か所			
3F ロビー-3 化粧ドームルーバー 取外し・再設置	1300×1300 A-055	1.0	か所			
壁アルミパージェンション清掃		26.5	m ²			
1、2F 男子便所 ライニング甲板清掃	W150	10.8	m			

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-5.内装改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
ACW 額縁清掃	アルミ面 A-017	31.9	m			
階段 笠木清掃	テラゾーブロック面 A-017	21.7	m			
各階 便所他 鏡清掃	A-023、A-052、A-053	7.5	m ²			
<サイン>						
No. 5 総合案内フィルムサイン	W1200×H1700 自立 本体:既存パネル 表示:インクジェットシート	1.0	か所			
No. 6 総合受付案内サイン	W1500×H300 壁付 本体:アルミ複合パネルt3.0 接着 捨貼アルミ t3.0 ビス止め 表示:インクジェットシート巻込貼	1.0	か所			
No. 7 突出しサイン200	W200×H200 突出 本体:アルミ複合パネル t3.0 スチール曲加工 塗装仕上 表示:IJ印刷 両面仕様	2.0	か所			
No. 8 全館案内サイン	W2400×H1200 壁付 本体:アルミ複合パネルt3.0 接着 捨貼アルミ t3.0 ビス止め 表示:インクジェットシート巻込貼	1.0	か所			
	ユニバーサル照明					
No. 9 壁面プレートサイン200	200角 壁付 本体:アルミ複合パネルt3.0 捨板 t3.0 ビス止め 表示:IJ印刷 片面仕様	3.0	か所			

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-5.内装改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
No. 10 エレベーター突出サイン300	300角 突出 本体:アルミ複合パネル t3.0	3.0	か所			
	スチール曲加工 塗装仕上 表示:IJ印刷 両面仕様					
No. 11 階段踊り場階数表示サイン	400角 壁付 本体:アルミ複合パネル t3.0 接着	2.0	か所			
	捨貼アルミ t3.0 ビス止め 表示:インクジェットシート巻込貼					
No. 12 E V案内サイン	W450×H650 壁付 本体:アルミ複合パネル t3.0	1.0	か所			
	マグネットシートt1.5 止め 表示:インクジェットシート巻込貼					
No. 13 室名サイン (小)	W450×D50×H150 壁付 本体:アルミ複合パネル t3.0	16.0	か所			
	下地:ポンテ鋼板曲加工 ビス止め 表示:インクジェットシート巻込貼					
No. 14 室名サイン (大)	W700×D50×H150 壁付 本体:アルミ複合パネル t3.0	2.0	か所			
	下地:ポンテ鋼板曲加工 ビス止め 表示:インクジェットシート巻込貼					
No. 15 吊り下げ誘導サイン-1	W1000×H300 天井吊 本体:既存ベース板	1.0	か所			
	表示:インクジェットシート上貼					
No. 16 男女トイレプレートサイン	W800×H2350 壁付 本体:アルミ複合パネル t3.0 接着	4.0	か所			
	捨貼アルミ t3.0 ビス止め 表示:インクジェットシート巻込貼					
No. 17 バリアフリートイレサイン	W1070×H600 壁付 本体:アルミ複合パネル t3.0 接着	2.0	か所			
	捨貼アルミ t3.0 ビス止め 表示:インクジェットシート巻込貼					
No. 18 ゴミ分別サインプレート	W250×H360 4台/か所 壁付 本体:アルミ複合パネル t3.0 接着	2.0	か所			
	捨貼アルミ t3.0 ビス止め 表示:インクジェットシート巻込貼					

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-5.内装改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
No. 19 入口ゲートサイン	W2220×H2400 門型 壁付 本体:既存ゲートベース	1.0	か所			
	文字:H65、130 11+7文字 チャンネル文字 SUS HL仕上 表示:インジエット指定色 カラーシート上貼					
No. 20 ガラス自動ドアフォグガラスシートサイン	W1820×H2000 扉付 文字:H50、100 11+7文字	1.0	か所			
	シート切文字 衝突安全シート:フォグガラスシート H950					
No. 21 客室案内サイン	W700×H970 壁付 本体:	1.0	か所			
	既存アルミ複合パネル t3.0 接着 表示:インジエットシート巻込貼					
No. 22 エレベーター扉サイン	W1400×H2115 扉付 本体:既存EV扉素地のまま	3.0	か所			
	表示:扉デザインシート インジエット出力シート上貼					
No. 23 トイレ誘導サイン	W1715×H515 壁付 本体:アルミ複合パネル t3.0 接着	1.0	か所			
	捨貼アルミ t3.0 ビス止め 表示:インジエットシート巻込貼					
No. 24 プラネリウム入口サイン	W1600×H190 壁付 本体:ポンテ鋼板 曲加工	1.0	か所			
	アンカービス止め 表示:インジエットシート貼					
No. 25 フロア案内サイン	W600×H750 壁付 本体:アルミ複合パネル t3.0 接着	2.0	か所			
	捨貼アルミ t3.0 ビス止め 表示:インジエットシート巻込貼					
No. 27 自立スタンド誘導サイン	W460×H1350 自立 本体:既存スタンド	2.0	か所			
	表示:インジエットシート巻込貼					

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-5.内装改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
No. 28 シート切り文字サイン	H=30、40 扉付 表示:マスキングフィルム貼 シート切文字	20.0	か所			
No. 29 吊り下げ誘導サイン-2	W1000×H300 天井吊 本体:アルミ複合パネルt3.0 吊下金物加工 表示:インクジェットシート上貼 両面仕様	1.0	か所			
小 計						

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-6.塗装改修

名 称		形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1)	外部						
	ドーム屋根 屋根用高反射率塗	2液性雀溶剤系フッ素樹脂 RB下地処理共 既存銅板屋根面 キクスイ:SPパワーサーモF同等 A-015	192.0	m ²			
	既存屋上配管用架台 DP塗替え	既存亜鉛めっき鋼面 下地調整共 A-013	3.0	m ²			
	既存高架水槽鉄骨架台 DP塗替え	既存亜鉛めっき鋼面 下地調整共 A-014	25.9	m ²			
	ドライエリア擁壁フェンス DP塗替え	既存鉄鋼面 下地調整共	99.0	m ²			
	既存避雷導体ケーブル線 DP塗替え	既存鉄鋼面 糸幅300mm以下 下地調整共 A-013	194.0	m			
	既存避雷針 DP塗替え	既存鉄鋼面 糸幅300mm以下 下地調整共	20.0	m			
	軒天 EP-G塗替え	既存けい酸カルシウム板面 下地調整共	33.2	m ²			
	既存マンホール蓋 タールエポキシ樹脂塗替え	既存鋳鉄面 径300 RB下地処理共 A-020	3.0	か所			

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-6.塗装改修

名 称		形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
2)	内部						
	巾木 EP-G塗り	既存モルタル面 工程B種(一般) 下地調整RB種(塗替え面)	10.5	m ²			
	壁 EP-G塗り	モルタル面 工程B種(一般) 素地ごしらえB種共 A-025	8.8	m ²			
	壁 EP-G塗り	ボート面(継目) 工程B種(一般) 素地ごしらえA種共	7.1	m ²			
	壁 EP-G塗り	けい酸カルシウム板面 工程B種(一般) 素地ごしらえB種共	1.3	m ²			
	壁 EP-G塗り	既存モルタル面 工程B種(一般) 下地調整RB種(塗替え面)	1,076.0	m ²			
	壁 EP-G塗り	既存ボート面(継目) 工程B種(一般) 下地調整RB種(塗替え面)	32.8	m ²			
	天井 EP-G塗り	既存モルタル面 工程B種(見上) 下地調整RB種(塗替え面)	50.1	m ²			
	段裏 EP-G塗り	既存モルタル面 工程B種(見上) 下地調整RB種(塗替え面)	54.1	m ²			

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-6.塗装改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
天井 EP-G塗り	既存ボード面 工程B種(見上) 下地調整RB種(塗替え面)	9.9	m ²			
SOP塗り	木部 糸幅300mm以下 工程B種 素地ごしらえB種共	1.1	m			
SOP塗り	木部 工程B種 素地ごしらえB種共	1.6	m ²			
SOP塗り	既存木部 糸幅300mm以下 工程B種 下地調整RB種(塗替え面)	309.0	m			
DP-A塗替	既存鉄鋼面 錆止め塗装・下地調整RB種	53.9	m ²			
小 計						

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-7.躯体改修

名 称		形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
4)	コンクリート						
	土間コンクリート	Fc=21 S=18	11.5	m ³			
	基礎 躯体コンクリート	Fc=21 S=18	1.2	m ³			
	地下 躯体コンクリート	Fc=21 S=18	0.2	m ³			
	地上 躯体コンクリート	Fc=21 S=18	5.9	m ³			
	内部 防水押えコンクリート	Fc=18 S=18	0.3	m ³			
	構造体強度補正		1.0	式			
	コンクリート打設手間		1.0	式			
	目荒らし	コンクリート面 床	8.3	m ²			
	小 計						

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-8.環境配慮改修

名 称		形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
2)	内部						
	粉じん飛散抑制剤吹付	アスベスト含有材面	2,122.0	m ²			
	床 タイル撤去	t15 アスベスト含有LV3 下地モルタルt35撤去共	437.0	m ²			
	巾木 タイル撤去	H100 t15 アスベスト含有LV3 下地モルタルt35撤去共	90.3	m			
	床 長尺塩ビシート撤去	t2.8 アスベスト含有LV3 A-002	587.0	m ²			
	床 階段長尺塩ビシート撤去	t2.8 アスベスト含有LV3 A-002	35.3	m ²			
	半硬質プラスチック巾木撤去	H100 t3.0 アスベスト含有LV3	235.0	m			
	階段半硬質プラスチック巾木撤去	H100~250 t3.0 アスベスト含有LV3	45.5	m			
	天井 岩綿吸音板撤去	t12 アスベスト含有LV3 捨貼PBt9.0共	808.0	m ²			
	天井 化粧せっこうボード撤去	t9.0 アスベスト含有LV3	66.4	m ²			
	天井 フレキシブルボード撤去	t6+6 アスベスト含有LV3	30.0	m ²			
	天井 石綿ケイカル板撤去	t5.0 アスベスト含有LV3	117.0	m ²			
	下り天井 岩綿吸音板撤去	H=230 t12 アスベスト含有LV3 捨貼PBt9.5共	2.8	m			

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-9.外構改修

名 称		形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1)	外構解体						
	コンクリート 舗装とりこわし	コンクリート厚15cm 砕石厚15cm 集積・積込み共	221.0	m ²			
	炝器質タイル 舗装とりこわし	タイル厚モルタル共 5cm コンクリート厚12cm 砕石厚15cm 集積・積込み共	118.0	m ²			
	アスファルト 舗装とりこわし	アスファルト厚5cm 砕石厚25cm 集積・積込み共	390.0	m ²			
	自転車置場(1) とりこわし	W1655×D12000×H1800 集積・積込み共	1.0	か所			
	自転車置場(2) とりこわし	W3600×D7200×H1800 集積・積込み共	1.0	か所			
	自転車置場(3) とりこわし	W1655×D16800×H1800 集積・積込み共	1.0	か所			
	門柱 とりこわし	W3135+W3125×H1350 集積・積込み共	1.0	か所			
	花壇 とりこわし	延L4755程度 集積・積込み共	1.0	か所			
	擁壁コンクリート とりこわし	W6580×H500 集積・積込み共	1.0	か所			
	腰コンクリート とりこわし	W9860×H1350 集積・積込み共	1.0	か所			
	スチールフェンス基礎 とりこわし	W4160×H250 集積・積込み共	1.0	か所			
	スチールフェンス とりこわし	H=750 集積・積込み共	6.6	m			
	スチールフェンス とりこわし	H=1900 集積・積込み共	4.3	m			

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-9.外構改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
車止め とりこわし	PC製 180/205×250×600 集積・積込み共	33.0	組			
歩車道境界ブロックA とりこわし	150/170×200×600 集積・積込み共	29.0	m			
歩車道境界ブロックA とりこわし	120×120×600 集積・積込み共	10.0	m			
キュービクルコンクリート基礎 とりこわし	W2400×D5000×H100 集積・積込み共	1.0	か所			
発電機コンクリート基礎 とりこわし	W1350×D3000×H120 集積・積込み共	1.0	か所			
コンクリート基礎 とりこわし	W420×D720×H100 集積・積込み共	1.0	か所			
点字タイル とりこわし	点状ブロック t30 300×300 集積・積込み共	8.0	か所			
点字タイル とりこわし	線状ブロック t30 300×300 集積・積込み共	82.0	か所			
集水枡 とりこわし	PU形 500×500×610 集積・積込み共	1.0	か所			
表札 撤去	SUS箱文字サイン100角(上9、下7文字) 集積・積込み共	2.0	か所			
表札 撤去	アクリルプレートサイン t=5 1,050×100 集積・積込み共	2.0	か所			
表札 撤去	黒御影石 1200×250 集積・積込み共	2.0	か所			
既存排水側溝側面 孔あけ	150×150 集積・積込み共	1.0	か所			
カッター入れ	コンクリート面	52.7	m			
カッター入れ	アスファルト面	39.0	m			
路面標示 切削	トラフィックペイント W=150	332.0	m			
路面標示 切削	トラフィックペイント 身障者シボルマーク 1700角	2.0	か所			
とりこわし機械運搬	バックホウ0.8m3	1.0	式			

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-9.外構改修

名 称		形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
(2)	舗装						
	コンクリート舗装	全厚 t250 歩道用 コンクリート t150 FC=18N/mm ² 溶接金網 6φ 150×150 再生砕石 t100 コンクリート刷毛引仕上 (土工事別計上)	68.6	m ²			
	コンクリート舗装	全厚 t200 歩道用 コンクリート t100 FC=21N/mm ² 溶接金網 6φ 100×100 再生砕石 t100 (土工事別計上)	64.0	m ²			
	インターロッキング舗装	全厚 t340 歩道用 インターロッキングブロック t60 100×200 敷砂 t30 コンクリート t100 FC=18N/mm ² 粒度調整砕石 t150 (土工事別計上)	110.0	m ²			
	アスファルト舗装	全厚 t300 歩道用 密粒 t50 再生砕石 t100 再生粒度調整砕石 t150 (土工事別計上)	169.0	m ²			

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-9.外構改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
アスファルト舗装	全厚 t300 車道用	19.9	m ²			
	密粒 t50 再生碎石 t100 再生粒度調整碎石 t150 (土工事別計上)					
スタンプ コンクリート舗装	全厚 t300 コンクリート t150 FC=18N/mm ²	83.6	m ²			
	溶接金網 6φ 150×150 再生碎石 t150 割り石模様 (土工事別計上)					
緑化ブロック舗装	全厚 t260 車道用	92.6	m ²			
	駐車場用緑化ブロック敷き t80 客土共 敷砂 t20 再生碎石 t160 (土工事別計上)					
砂利敷舗装	t50 (土工事別計上)	5.3	m ²			
歩車道境界ブロック	150/170×200×600 据付モルタル t20	32.1	m			
	捨てコンクリート t50 碎石 t100 (土工事別計上)					
地先境界ブロック	120×120×600 捨てコンクリート t30	16.6	m			
	再生粒度調整碎石 t80 (土工事別計上)					
縁石	100×100×600 碎石 t160 (土工事別計上)	45.7	m			

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-9.外構改修

名 称		形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	車止め	PC製 100/180×120×600	25.0	組			
		2か所/組 アンカーボルト・接着剤併用固定 サイコン工業:NPS-120 程度 アスファルト舗装上部					
	車止め	PC製 100/180×120×600	7.0	組			
		2か所/組 アンカーボルト・接着剤併用固定 サイコン工業:NPS-120 程度 緑化ブロック上部					
	視覚障害者用ブロック	注意喚起型 点状ブロック t30 300×300	16.0	か所			
		モルタル t10 コンクリート t85 FC=18N/mm2 再生砕石 t100 (土工事別計上)					
	視覚障害者用ブロック	誘導表示型 点状ブロック t30 300×300	79.0	か所			
		モルタル t10 コンクリート t85 FC=18N/mm2 再生砕石 t100 (土工事別計上)					
	路面標示	トラフィックペイント 白色 W=100	204.0	m			
		溶融					
	路面標示	トラフィックペイント 黄色 W=100	72.1	m			
		溶融					
	路面標示	トラフィックペイント 白色 直進矢印 W=650 L=6250	1.0	か所			
		溶融					

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-9.外構改修

名 称		形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	路面標示	トラフィックペイント 白色 右折矢印 W=5250 L=5300 溶融	1.0	か所			
	路面標示	トラフィックペイント 白色 右折矢印 W=5300 L=5350 溶融	1.0	か所			
	路面標示	トラフィックペイント 白色 左折矢印 W=2100 L=4200 溶融	1.0	か所			
	路面標示	トラフィックペイント 白色 ゼブラゾーン 1200×11000 溶融	1.0	か所			
	路面標示	トラフィックペイント 身障者シボルマーク 1700角 溶融	2.0	か所			
	路面標示	トラフィックペイント 青色 塗装 溶融	10.0	m ²			
	すきとり		10.2	m ³			
	盛土	発生土	10.2	m ³			
	盛土	囲障工事発生土から流用	1.2	m ³			
	土工機械運搬		1.0	式			
	舗装機械運搬		1.0	式			
	小 計						

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-9.外構改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
(3) 囲障						
戸当り用コンクリート壁	RC D250×H1350×L1000 (土工事別計上)	1.0	か所			
戸当り用コンクリート壁	RC D150×H1250×L1290 (土工事別計上)	1.0	か所			
擁壁コンクリート	RC D150×H950 (土工事別計上)	4.0	m			
擁壁コンクリート	RC D150×H500 (土工事別計上)	7.8	m			
メッシュフェンス	スチール製 H=1800 (基礎別計上)	9.8	m			
メッシュフェンス扉	スチール製 W1000×H1800 (基礎別計上)	1.0	か所			
メッシュフェンス基礎	RC W150×D150×H250 (土工事別計上)	3.0	か所			
メッシュフェンス基礎	RC D150×H150 (土工事別計上)	4.3	m			
メッシュフェンス基礎	RC D150×H250 (土工事別計上)	4.0	m			
アコーディオン門扉	W5500×H1250 レールタイプ(片開き) (レール基礎別計上)	1.0	か所			
アコーディオン門扉レール基礎	四国化成:クレディアコー I 型 CD1-550S程度 RC W800×D5300×H300 (土工事別計上)	1.0	か所			
既存メッシュフェンス小口補修壁	スチール製 H=750	1.0	か所			
高圧水洗清掃 巾木	水圧10-15Mpa H=100	320.0	m ²			
高圧水洗清掃 天端	水圧10-15Mpa W=230	532.0	m			
高圧水洗清掃	水圧10-15Mpa	5.1	m			

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-9.外構改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
天端 高圧水洗清掃	W=250 水圧10-15Mpa	4.8	m			
天端 塗膜防水	X-2(ウレタンゴム系) W=150 既存RC面	258.0	m			
天端 塗膜防水	X-2(ウレタンゴム系) W=250 既存RC面	7.7	m			
壁 コンクリート打ち放し塗材	ファウンデーション工法 既存RC面 C-2補修共	320.0	m ²			
壁 コンクリート打ち放し塗材	1200×250 ファウンデーション工法 モルタル面 サイン撤去跡モルタル塗 t=15共 C-2補修共	2.0	か所			
天端 コンクリート打ち放し塗材	W=230 ファウンデーション工法 既存RC面 C-2補修共	5.1	m			
天端 コンクリート打ち放し塗材	W=250 ファウンデーション工法 既存RC面 C-2補修共	4.8	m			
壁 耐候性塗料	DP H=750 スチールフェンス面 RB下地調整共	244.0	m			
壁 耐候性塗料	DP H=1900 スチールフェンス面 RB下地調整共	21.0	m			
壁 耐候性塗料	DP H=1250	0.9	m			

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-9.外構改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	アルファエンス面 RB下地調整共					
外灯 耐候性塗料	DP スチール面 RB下地調整共	0.2	m ²			
壁 エポキシ樹脂モルタル補修	t=30 150×200 露出鉄筋錆止め共	1.0	か所			
	既存RC面					
壁 エポキシ樹脂モルタル補修	100×100H ハツリ共	4.0	か所			
	既存RC面					
壁 エポキシ樹脂モルタル補修	100×200H ハツリ共	5.0	か所			
	既存RC面					
壁 エポキシ樹脂モルタル補修	100×400H ハツリ共	1.0	か所			
	既存RC面					
壁 エポキシ樹脂モルタル補修	150×150H ハツリ共	4.0	か所			
	既存RC面					
壁 エポキシ樹脂モルタル補修	150×200H ハツリ共	2.0	か所			
	既存RC面					
壁 エポキシ樹脂モルタル補修	150×700H ハツリ共	1.0	か所			
	既存RC面					
壁 エポキシ樹脂モルタル補修	200×100H ハツリ共	3.0	か所			
	既存RC面					

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-9.外構改修

名 称		形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
壁 エポキシ樹脂モルタル補修		200×200H ハツリ共 既存RC面	3.0	か所			
壁 エポキシ樹脂モルタル補修		200×300H ハツリ共 既存RC面	2.0	か所			
壁 エポキシ樹脂モルタル補修		200×400H ハツリ共 既存RC面	3.0	か所			
壁 エポキシ樹脂モルタル補修		250×300H ハツリ共 既存RC面	2.0	か所			
壁 エポキシ樹脂モルタル補修		250×400H ハツリ共 既存RC面	1.0	か所			
壁 エポキシ樹脂モルタル補修		300×200H ハツリ共 既存RC面	2.0	か所			
壁 エポキシ樹脂モルタル補修		300×300H ハツリ共 既存RC面	1.0	か所			
壁 エポキシ樹脂モルタル補修		300×350H ハツリ共 既存RC面	1.0	か所			
壁 エポキシ樹脂モルタル補修		300×400H ハツリ共 既存RC面	1.0	か所			

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-9.外構改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
壁 エポキシ樹脂モルタル補修	400×200H ハツリ共 既存RC面	1.0	か所			
壁 エポキシ樹脂モルタル補修	400×300H ハツリ共 既存RC面	1.0	か所			
壁 エポキシ樹脂モルタル補修	400×500H ハツリ共 既存RC面	1.0	か所			
壁 エポキシ樹脂モルタル補修	450×250H ハツリ共 既存RC面	1.0	か所			
壁 エポキシ樹脂モルタル補修	500×300H ハツリ共 既存RC面	3.0	か所			
壁 エポキシ樹脂モルタル補修	500×400H ハツリ共 既存RC面	1.0	か所			
壁 エポキシ樹脂モルタル補修	500×550H ハツリ共 既存RC面	1.0	か所			
壁 エポキシ樹脂モルタル補修	600×250H ハツリ共 既存RC面	1.0	か所			
壁 エポキシ樹脂モルタル補修	800×200H ハツリ共 既存RC面	2.0	か所			

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-9.外構改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
壁 エポキシ樹脂モルタル補修	800×500H ハツリ共 既存RC面	1.0	か所			
郵便受取外し再取付	SUS W450×D250×H370 既存擁壁面取付	1.0	か所			
根切り	小規模土工	12.6	m3			
埋戻し(B種)	小規模土工 発生土	9.5	m3			
敷きならし	締め固め共	1.9	m3			
小 計						

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-9.外構改修

名 称		形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
(4)	排水						
	排水側溝	PC既製品 U-240 捨てコンクリート t30 再生砕石 t100 (土工事別計上)	68.3	m			
	排水側溝 グレーチング蓋	スチールグレーチング T-10 溝巾=240 受枠共	68.3	m			
	集水枡	PC既製品 500角 枡底深さ H=610 再生砕石 t100 (土工事別計上)	2.0	か所			
	集水枡 グレーチング蓋	グレーチング T-10 蓋巾=500角 細目 スチール製カバープレート付 受枠共	2.0	か所			
	排水管	VP 100φ 管底深さ H=300 (土工事別計上)	10.1	m			
	既存排水溝内部清掃	W200×H220 既存モルタル面	9.9	m			
	既存排水溝内部清掃	W250×H200 既存RC面	7.2	m			
	既存排水溝内部清掃	500×500×H485 既存RC面	1.0	か所			
	根切り	小規模土工	8.7	m ³			
	埋戻し(B種)	小規模土工 発生土	2.9	m ³			

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-9.外構改修

	名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	敷きならし	締め固め共	5.8	m3			
	小 計						

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-9.外構改修

名	称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
(6)	その他						
	バリアー	φ114.3 H=690 上下埋め込み式 チェーン内蔵型 基礎共 (土工事別計上) サポール:LA-12KC-BF程度	5.0	か所			
	バリアー	φ114.3 H=690 上下埋め込み式 両端エント用 基礎共 (土工事別計上) サポール:LA-12KC-E-BF程度	4.0	か所			
	空調室外機基礎	W900×D1800×H200 コンクリート・型枠・鉄筋共 (土工事別計上)	2.0	か所			
	空調室外機基礎	W1000×D1450×H150 コンクリート・型枠・鉄筋共 (土工事別計上)	3.0	か所			
	空調室外機基礎	W550×D1200×H150 コンクリート・型枠・鉄筋共 (土工事別計上)	9.0	か所			
	キュービカル基礎	W2400×D4700×H200 コンクリート・型枠・鉄筋共 コンクリート舗装上部	1.0	か所			
	地上型油庫基礎	W2000×D2700×H200 コンクリート・型枠・鉄筋共 コンクリート舗装上部	1.0	か所			

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-9.外構改修

名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
発電機基礎	W1600×D3920×H200 コンクリート・型枠・鉄筋共 コンクリート舗装上部	1.0	か所			
物置取外し再取付	W800×D900	1.0	か所			
施設名称サインA	日本文:チャンネル文字 SUS HL 21文字+16文字 英文:ベース板 SUS 2B + インジエットシート 2枚	1.0	か所			
施設名称サインB	日本文:チャンネル文字 SUS HL 21文字+16文字 英文:ベース板 SUS 2B + インジエットシート 2枚	1.0	か所			
外部案内サイン	アルミ複合場札 t3 屋外用インジエットシート 既存パネル下地調整共	1.0	か所			
根切り	小規模土工	65.5	m3			
埋戻し(B種)	小規模土工 発生土	48.2	m3			
盛土	発生土	2.9	m3			
敷きならし	締め固め共	14.5	m3			
小 計						

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-10.発生材処理

名 称		形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
(2)	運搬						
	発生材運搬費	コンクリート類 10tダンプ 片道25km程度	107.0	m3			
	発生材運搬費	アスファルト類 4tダンプ 片道25km程度	29.3	t			
	発生材運搬費	路盤材 10tダンプ 片道25km程度	178.0	m3			
	発生材運搬費	モルタル類 10tダンプ 片道25km程度	24.1	m3			
	発生材運搬費	タイル類 10tダンプ 片道25km程度	21.0	m3			
	発生材運搬費	木類 10tダンプ 片道25km程度	105.0	m3			
	発生材運搬費	廃プラスチック類 4tダンプ 片道25km程度	2.5	m3			
	発生材運搬費	石膏ボード類 4tダンプ 片道25km程度	7.3	m3			
	発生材運搬費	その他ボード類 2tダンプ 片道25km程度	0.4	m3			
	発生材運搬費	混合廃棄物 4tダンプ 片道25km程度	5.7	m3			
	発生材運搬費	アスベスト含有物 LV3 4tダンプ 片道25km程度	22.1	m3			
	小 計						

中央公民館長寿命化改修工事

Ⅲ-10.発生材処理

名	称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
(3)	処分						
	発生材処分費	コンクリート類	246.0	t			
	発生材処分費	アスファルト類	29.3	t			
	発生材処分費	路盤材	178.0	m3			
	発生材処分費	モルタル類	24.1	m3			
	発生材処分費	タイル類	21.0	m3			
	発生材処分費	木類	105.0	m3			
	発生材処分費	廃プラスチック類	2.5	m3			
	発生材処分費	石膏ボード類	7.3	m3			
	発生材処分費	その他ボード類	0.4	m3			
	発生材処分費	混合廃棄物	5.7	m3			
	発生材処分費	アスベスト含有物 LV3	22.1	m3			
	有価物売却費	スチール H2	4.7	t			
	有価物売却費	スチール H3	2.7	t			
	有価物売却費	スチール H4	0.1	t			
	有価物売却費	アルミ	5.0	kg			
	有価物売却費	ステンレス	156.0	kg			

中央公民館長寿命化改修工事

別紙明細

別紙明細	名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
別紙-1	墨出し						
	墨出し(内部改修)	複合改修	971.0	㎡			
	小 計						

中央公民館長寿命化改修工事

別紙明細

別紙明細	名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
別紙-2	養生						
	養生(内部改修)	個別改修	42.1	㎡			
	養生(内部改修)	複合改修	1,008.0	㎡			
	アスベスト含有Lv3撤去部 床養生		824.0	㎡			
	アスベスト含有Lv3撤去部 壁養生		351.0	㎡			
	アスベスト含有Lv3撤去部 開口部養生		319.0	㎡			
	小 計						

中央公民館長寿命化改修工事

別紙明細

別紙明細	名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
別紙-7	墨出し						
	墨出し(内部改修)	個別改修	204.0	㎡			
	墨出し(内部改修)	複合改修	695.0	㎡			
	小 計						

中央公民館長寿命化改修工事

別紙明細

別紙明細	名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
別紙-8	養生						
	養生(内部改修)	個別改修	204.0	m ²			
	養生(内部改修) 舞台	複合改修	718.0	m ²			
	養生(内部改修)	ﾊﾞﾆｰ板t5.5 複合改修	100.0	m ²			
	B1F 収蔵庫1 ｼｰﾄ養生	①中量棚 W2640×D600×H1815 A-025	1.0	か所			
	B1F 収蔵庫1 ｼｰﾄ養生	①中量棚 W3520×D600×H1815 A-025	1.0	か所			
	B1F 収蔵庫1 ｼｰﾄ養生	①中量棚 W7920×D600×H1815 A-025	1.0	か所			
	B1F 収蔵庫1 ｼｰﾄ養生	A 可動棚 W3655×D940×H2220 固定	1.0	か所			
	B1F 収蔵庫1 ｼｰﾄ養生	A 可動棚 W3655×D940×H2220 可動	9.0	か所			
	B1F 収蔵庫1 ｼｰﾄ養生	ﾊﾟﾚｯﾄ W6000×D1300×H1800 A-025	1.0	か所			

中央公民館長寿命化改修工事

別紙明細

別紙明細	名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	B1F 収蔵庫2 シート養生	③中量棚 W1190×D460×H1810 A-025	1.0	か所			
	B1F 収蔵庫2 シート養生	③中量棚 W2380×D460×H1810 A-025	1.0	か所			
	B1F 収蔵庫2 シート養生	③中量棚 W3570×D460×H1810 A-025	1.0	か所			
	B1F 収蔵庫2 シート養生	④中量棚 W880×D460×H1810 A-025	1.0	か所			
	B1F 収蔵庫2 シート養生	B可動棚 W2000×D490×H2250 A-025	10.0	か所			
	B1F 消毒室 シート養生	⑤中量棚 W1800×D450×H2100 A-025	1.0	か所			
	B1F 消毒室 シート養生	⑥中量棚 W1200×D450×H2160 A-025	1.0	か所			
	アスベスト含有Lv3撤去部 床養生		800.0	m ²			
	アスベスト含有Lv3撤去部 壁養生		385.0	m ²			
	アスベスト含有Lv3撤去部 開口部養生		278.0	m ²			

中央公民館長寿命化改修工事

別紙明細

別紙明細	名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
別紙-11	仮設材運搬						
	仮設材運搬(内部仕上足場)	脚立足場 4階建	1,341.0	㎡			
	仮設材運搬(内部仕上足場)	棚足場	242.0	㎡			
	小 計						

中央公民館長寿命化改修工事

別紙明細

別紙明細	名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
別紙-13	墨出し						
	墨出し(内部改修)	個別改修	34.5	㎡			
	墨出し(内部改修)	複合改修	1,089.0	㎡			
	小 計						

中央公民館長寿命化改修工事

別紙明細

別紙明細	名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
別紙-14	養生						
	養生(防水改修)	塗膜・シート防水	1,758.0	m ²			
	養生(外壁改修)		982.0	m ²			
	養生(内部改修)	個別改修	34.5	m ²			
	養生(内部改修)	複合改修	1,100.0	m ²			
	アスベスト含有Lv3撤去部 床養生		1,238.0	m ²			
	アスベスト含有Lv3撤去部 壁養生		1,109.0	m ²			
	アスベスト含有Lv3撤去部 開口部養生		635.0	m ²			
	RF客席部屋根 アスベスト含有Lv3撤去部 壁養生		111.0	m ²			
	RF客席部屋根 アスベスト含有Lv3撤去部 枠組本足場(手すり先行方式)	垂直面隔離養生用 建枠 600×1700 高さ12m未満 期間1.0ヶ月	111.0	m ²			
	RF客席部屋根 アスベスト含有Lv3撤去部 天井養生		260.0	m ²			
	小 計						

中央公民館長寿命化改修工事

別紙明細

別紙明細	名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
別紙-18	災害防止						
	養生シート張り	期間10ヶ月	3,656.0	㎡			
	小 計						

中央公民館長寿命化改修工事

別紙明細

別紙明細	名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
別紙-21	構造体強度補正						
	基礎						
	構造体強度補正	21+3N S18 →24N S18	1.2	m3			
	B1F						
	構造体強度補正	21+6N S18 →27N S18	0.2	m3			
	1F						
	構造体強度補正	21+6N S18 →27N S18	0.2	m3			
	2F						
	構造体強度補正	21+6N S18 →27N S18	4.0	m3			
	屋上						
	構造体強度補正	21+6N S18 →27N S18	1.7	m3			
	小 計						

中央公民館長寿命化改修工事

別紙明細

別紙明細	名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
別紙-22	コンクリート打設手間						
	(エントランスポーチ) 土間 コンクリート打設手間	小型構造物 人力打設 工作物の基礎等	8.1	m3			
	(テラス) 土間 コンクリート打設手間	小型構造物 人力打設 工作物の基礎等	3.4	m3			
	基礎 コンクリート打設手間	小型構造物 人力打設 工作物の基礎等	1.2	m3			
	(和便器廻り床復旧) 1F床 コンクリート打設手間	小型構造物 人力打設 工作物の基礎等	0.2	m3			
	1F床 コンクリート打設手間	小型構造物 人力打設 工作物の基礎等	0.2	m3			
	2F コンクリート打設手間	小型構造物 人力打設 工作物の基礎等	0.4	m3			
	内部 コンクリート打設手間	防水保護コンクリート 人力打設	0.3	m3			

中央公民館長寿命化改修工事

別紙明細

別紙明細	名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
別紙-24	とりこわし機械運搬						
	とりこわし機械運搬	バックホウ0.8m3	2.0	往復			
	小 計						

中央公民館長寿命化改修工事

別紙明細

別紙明細	名 称	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
別紙-25	土工機械運搬						
	土工機械運搬	根切り、埋戻し(小規模土工)	2.0	往復			
	小 計						

A. 公民館					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
A-1. 電灯設備	A-1-1. 電灯幹線	1	式		
A-1. 電灯設備	A-1-2. 電灯分岐	1	式		
A-1. 電灯設備	A-1-3. コンセント分岐	1	式		
	計				
A-2. 動力設備	A-2-1. 動力幹線	1	式		
A-2. 動力設備	A-2-2. 動力分岐	1	式		
	計				
A-3. 発電設備	A-3-1. 自家発電（原動機）	1	式		
A-3. 発電設備	A-3-2. 太陽光発電	1	式		
	計				

電気設備工事 中科目別内訳

A. 公民館					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
A-4. 構内交換設備		1	式		
A-5. 拡声設備		1	式		
A-6. 火災報知設備	自動火災報知	1	式		
A-7. 構内配電線路		1	式		
A-8. 受変電設備		1	式		

B. その他					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
B-1. 電灯設備	B-1-1. 電灯幹線	1	式		
B-1. 電灯設備	B-1-2. 電灯分岐	1	式		
B-1. 電灯設備	B-1-3. コンセント分岐	1	式		
	計	1	式		
B-2. 動力設備	B-2-1. 動力幹線	1	式		
B-2. 動力設備	B-2-2. 動力分岐	1	式		
	計	1	式		
B-3. 発電設備	B-3-1. 自家発電（原動機）	1	式		
B-3. 発電設備	B-3-2. 太陽光発電	1	式		
	計	1	式		

B. その他					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
B-4. 構内情報通信網設備		1	式		
B-5. 構内交換設備		1	式		
B-6. 映像・音響設備		1	式		
B-7. 拡声設備		1	式		
B-8. 監視カメラ設備		1	式		

C. 共用部					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
C-1. 電灯設備	C-1-1. 電灯分岐	1	式		
C-1. 電灯設備	C-1-2. コンセント分岐	1	式		
計		1	式		
C-2. 発電設備	自家発電（原動機）	1	式		
C-3. 構内情報通信網設備		1	式		
C-4. 構内交換設備		1	式		

C. 共用部					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
C-5. 情報表示設備		1	式		
C-6. 拡声設備		1	式		
C-7. 誘導支援設備	トイレ等呼出	1	式		
C-8. テレビ共同受信設備		1	式		
C-9. 監視カメラ設備		1	式		

C. 共用部					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
C-10. 火災報知設備	C-10-1. 自動火災報知	1	式		
C-10. 火災報知設備	C-10-2. 自動閉鎖	1	式		
計		1	式		
C-11. 構内配電線路		1	式		
C-12. 発生材処理		1	式		

電気設備工事 細目別内訳

A. 公民館		A-1. 電灯設備		A-1-1. 電灯幹線		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線(EM-IE)	5.5mm2	19.8	m			
600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線(EM-IE)	8mm2	8.6	m			
600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線(EM-IE)	14mm2	60.2	m			
EM-CEケーブル	2mm2- 3C ヒット・天井	7.7	m			
EM-CEケーブル	5.5mm2- 3C ヒット・天井	13.8	m			
EM-CETケーブル	22mm2 ヒット・天井	80.4	m			
EM-CETケーブル	38mm2 ヒット・天井	24.5	m			
EM-CETケーブル	60mm2 ヒット・天井	18.5	m			
EM-CETケーブル	100mm2 ヒット・天井	11.2	m			
硬質ビニル電線管(VE)	露出配管 54mm	8.6	m			
硬質ビニル電線管(VE)	露出配管 70mm	8.6	m			
硬質ビニル電線管(VE)	露出配管 82mm	8.6	m			
計						

A. 公民館		A-1. 電灯設備		A-1-2. 電灯分岐		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
600V耐燃性ホリエチレン絶縁電線(EM-IE)	1. 6mm	111.	m			
600Vホリエチレン絶縁耐燃性ホリエチレンシースケーブル平形 EM-EEF	1. 6mm- 2C ヒット・天井	104.	m			
600Vホリエチレン絶縁耐燃性ホリエチレンシースケーブル平形 EM-EEF	1. 6mm- 2C FEP内(PF・CD)	32.7	m			
600Vホリエチレン絶縁耐燃性ホリエチレンシースケーブル平形 EM-EEF	1. 6mm- 3C ヒット・天井	615.	m			
600Vホリエチレン絶縁耐燃性ホリエチレンシースケーブル平形 EM-EEF	1. 6mm- 3C FEP内(PF・CD)	135.	m			
600Vホリエチレン絶縁耐燃性ホリエチレンシースケーブル平形 EM-EEF	2. 0mm- 3C 管内	18.1	m			
600Vホリエチレン絶縁耐燃性ホリエチレンシースケーブル平形 EM-EEF	2. 0mm- 3C ヒット・天井	54.2	m			
600Vホリエチレン絶縁耐燃性ホリエチレンシースケーブル平形 EM-EEF	2. 0mm- 3C FEP内(PF・CD)	15.1	m			
ねじなし電線管(E)	隠ぺい・埋込配管 19mm	3.4	m			
ねじなし電線管(E)	隠ぺい・埋込配管 25mm	5.2	m			
ねじなし電線管(E)	隠ぺい配管 39mm	2.6	m			
合成樹脂製可とう電線管(PF単層)	隠ぺい・埋込配管 16mm	61.9	m			
合成樹脂製可とう電線管(PF単層)	隠ぺい・埋込配管 22mm	30.1	m			
タンポラススイッチ(金属プレート付)	1P 15A ×1 ネーム付 -	6.	個			
タンポラススイッチ(金属プレート付)	1P 15A ×2 ネーム付 -	10.	個			

電気設備工事 細目別内訳

A. 公民館		A-1. 電灯設備			A-1-2. 電灯分岐		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考	
タンブラスイッチ (金属プレート付)	1P 15A ×3 - ネーム付 -	4.	個				
タンブラスイッチ (金属プレート付)	3W 15A ×1 - ネーム付 -	4.	個				
タンブラスイッチ (金属プレート付)	3W 15A ×2 - ネーム付 -	3.	個				
タンブラスイッチ (金属プレート付)	1P 15A ×1 PL ×1 ネーム付 -	8.	個				
タンブラスイッチ (金属プレート付)	1P 15A ×2 PL ×1 ネーム付 -	2.	個				
熱線センサー付自動スイッチ	親機	2.	個				
熱線センサー付自動スイッチ	子機	4.	個				
センサー付自動スイッチ用 操作ユニット	1回路用	2.	個				
金属製 アウトレットボックス(カバー 付)	中四角 浅型 D44	8.	個				
LED照明器具	図示A402	3.	台				
LED照明器具	図示C401	7.	台				
LED照明器具	図示C402	8.	台				
LED照明器具	図示C403	2.	台				
LED照明器具	図示C404	20.	台				
LED照明器具	図示C405	18.	台				

A. 公民館		A-1. 電灯設備		A-1-2. 電灯分岐		
名 称	摘 要	数 量	单 位	单 価	金 額	備 考
LED照明器具	図示E402	15.	台			
LED照明器具	図示I200	58.	台			
LED照明器具	図示J201	2.	台			
LED照明器具	図示J401	18.	台			
LED照明器具	図示K204	3.	台			
LED照明器具	図示L402	31.	台			
LED照明器具	図示R150	8.	台			
LED照明器具	図示T601	1.	台			
LED照明器具	図示a204	6.	台			
LED照明器具	図示c601	7.	台			
LED照明器具	図示a09	1.	台			
LED照明器具	図示a13	14.	台			
LED照明器具	図示a30	9.	台			
LED照明器具	図示b30	2.	台			
LED照明器具	図示4B1	4.	台			

A. 公民館		A-1. 電灯設備		A-1-3. コンセント分岐		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
600Vボリエチレン絶縁 耐燃性ボリエチレンシース ケーブル平形 EM-EEF	1. 6mm- 3C ヒット・天井	9.	m			
600Vボリエチレン絶縁 耐燃性ボリエチレンシース ケーブル平形 EM-EEF	1. 6mm- 3C FEP内(PF・CD)	44.7	m			
600Vボリエチレン絶縁 耐燃性ボリエチレンシース ケーブル平形 EM-EEF	2. 0mm- 3C 管内	5.2	m			
600Vボリエチレン絶縁 耐燃性ボリエチレンシース ケーブル平形 EM-EEF	2. 0mm- 3C ヒット・天井	627.	m			
600Vボリエチレン絶縁 耐燃性ボリエチレンシース ケーブル平形 EM-EEF	2. 0mm- 3C FEP内(PF・CD)	186.	m			
ねじなし電線管 (E)	隠ぺい・埋込配管 25mm	5.2	m			
合成樹脂製可とう 電線管 (PF単層)	隠ぺい・埋込配管 16mm	44.7	m			
合成樹脂製可とう 電線管 (PF単層)	隠ぺい・埋込配管 22mm	70.5	m			
コンセント (金属プレート付)	2P15A×1 連用形 125V	1.	個			
コンセント (金属プレート付)	2P15A×2 連用形 125V	54.	個			
コンセント (金属プレート付)	2P15A×1(ヌケ止め) 連用形 125V	9.	個			
ハイテンションアウトレット	内部固定式 2P15A×2	4.	個			
金属製 アウトレットボックス(カバー 付)	中四角 浅型 D44	64.	個			
計						

電気設備工事 細目別内訳

A. 公民館		A-2. 動力設備		A-2-1. 動力幹線		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線(EM-IE)	14mm2	12.9	m			
600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線(EM-IE)	22mm2	16.8	m			
EM-CEケーブル	2mm2- 2C ヒット・天井	4.7	m			
EM-CEケーブル	5.5mm2- 3C ヒット・天井	2.6	m			
EM-CETケーブル	38mm2 ヒット・天井	13.3	m			
EM-CETケーブル	60mm2 ヒット・天井	36.1	m			
EM-CETケーブル	100mm2 ヒット・天井	19.8	m			
EM-CETケーブル	150mm2 ヒット・天井	15.5	m			
ねじなし電線管(E)	隠ぺい配管 39mm	1.7	m			
硬質ビニル電線管(VE)	露出配管 22mm	1.7	m			
1P-1盤(公民館)	屋内鋼板製壁掛型	1.	面			
1P-2盤(公民館)	屋内鋼板製壁掛型	1.	面			
1P-3盤(公民館)	屋内鋼板製壁掛型	1.	面			
計						

A. 公民館		A-2. 動力設備		A-2-2. 動力分岐		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
600V耐燃性ホ [®] リエチレン絶縁電線(EM-IE)	8mm2	36.1	m			
600V耐燃性ホ [®] リエチレン絶縁電線(EM-IE)	14mm2	28.4	m			
600V耐燃性ホ [®] リエチレン絶縁電線(EM-IE)	22mm2	17.2	m			
600Vホ [®] リエチレン絶縁耐燃性ホ [®] リエチレンシースケーブル平形 EM-EEF	1.6mm- 3C ヒ [°] ット・天井	95.	m			
600Vホ [®] リエチレン絶縁耐燃性ホ [®] リエチレンシースケーブル平形 EM-EEF	2.0mm- 3C ヒ [°] ット・天井	52.	m			
EM-CEケーブル	2mm2- 3C 管内	27.5	m			
EM-CEケーブル	2mm2- 4C 管内	80.	m			
EM-CEケーブル	2mm2- 4C ヒ [°] ット・天井	98.9	m			
EM-CEケーブル	3.5mm2- 4C 管内	20.6	m			
EM-CEケーブル	5.5mm2- 4C ヒ [°] ット・天井	30.1	m			
EM-CEケーブル	8mm2- 4C 管内	45.2	m			
EM-CETケーブル	14mm2 管内	87.7	m			
EM-CETケーブル	22mm2 管内	27.5	m			
EM-CETケーブル	150mm2 管内	15.5	m			
厚鋼電線管(G)	露出配管 22mm	7.7	m			

電気設備工事 細目別内訳

A. 公民館		A-3. 発電設備		A-3-2. 太陽光発電		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
太陽電池モジュール (公民館分)	410W	80.	枚			
同上架台 (公民館分)		1	式			
太陽電池延長ケーブル (公民館分)		6.	組			
パワーコンディショナー (公民館分)	10kW 単相3線 保護装置 屋外壁掛	3.	台			
パワーコンポジットボックス (公民館分)	鋼板製 屋外壁掛	1.	台			
小型計測装置 (公民館分)	屋内形	1.	台			
日射計 (公民館分)	付属ケーブル共	1.	台			
気温計 (公民館分)	付属ケーブル共	1.	台			
表示装置 (公民館分)	屋内壁掛形 43インチ	1.	台			
据付工事費 (公民館分)		1	式			
現地試験調整費 (公民館分)		1	式			
法定福利費 (公民館分)		1	式			
諸経費 (公民館分)		1	式			
搬入費 (公民館分)	25tトラック オペレーター共	1	式			

A. 公民館		A-3. 発電設備				
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
厚鋼電線管 (G)	露出配管 16mm	6.5	m			
厚鋼電線管 (G)	露出配管 22mm	19.6	m			
厚鋼電線管 (G)	露出配管 28mm	16.8	m			
厚鋼電線管 (G)	露出配管 54mm	29.5	m			
厚鋼電線管 (G)	露出配管 82mm	9.8	m			
600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線(EM-IE)	5.5mm2	67.2	m			
600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線(EM-IE)	14mm2	28.7	m			
EM-CETケーブル	22mm2 管内	29.5	m			
EM-CETケーブル	22mm2 ビット・天井	27.8	m			
EM-CETケーブル	22mm2 ラック	9.8	m			
EM-CETケーブル	100mm2 管内	9.8	m			
EM-CETケーブル	100mm2 ビット・天井	13.9	m			
EM-CETケーブル	100mm2 ラック	4.9	m			
EM-CEEケーブル	2mm2- 2C 管内	19.6	m			
EM-CEEケーブル	2mm2- 2C ビット・天井	49.2	m			

A. 公民館		A-9. 発生材処理				
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
照明器具 撤去	図示A402 再使用しない	3.	台			
照明器具 撤去	図示C401 再使用しない	12.	台			
照明器具 撤去	図示C402 再使用しない	68.	台			
照明器具 撤去	図示F401 再使用しない	1.	台			
照明器具 撤去	図示J201 再使用しない	2.	台			
照明器具 撤去	図示J401 再使用しない	18.	台			
照明器具 撤去	図示K204 再使用しない	3.	台			
照明器具 撤去	図示0601 再使用しない	5.	台			
照明器具 撤去	図示P100 再使用しない	47.	台			
照明器具 撤去	図示P601 再使用しない	12.	台			
照明器具 撤去	図示R100 再使用しない	4.	台			
照明器具 撤去	図示R150 再使用しない	4.	台			
照明器具 撤去	図示V201 再使用しない	2.	台			
照明器具 撤去	図示a204 再使用しない	6.	台			
照明器具 撤去	図示F401 再使用しない	1.	台			

A. 公民館		A-9. 発生材処理				
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
照明器具 撤去	図示H201' 再使用しない	3.	台			
照明器具 撤去	図示H401' 再使用しない	17.	台			
照明器具 撤去	図示J201 再使用しない	2.	台			
照明器具 撤去	図示R150 再使用しない	3.	台			
照明器具 撤去	図示V201' 再使用しない	1.	台			
照明器具 撤去	図示b201 再使用しない	2.	台			
タンブラスイッチ 撤去	1P15A×1	6.	個			
タンブラスイッチ 撤去	1P15A×2	10.	個			
タンブラスイッチ 撤去	1P15A×3	4.	個			
タンブラスイッチ 撤去	3W15A×1	4.	個			
タンブラスイッチ 撤去	3W15A×2	4.	個			
タンブラスイッチ 撤去	1P15A×1・PL×1	8.	個			
タンブラスイッチ 撤去	1P15A×2・PL×1	2.	個			
コンセント 撤去	2P15A×2	55.	個			
ハイテンションアウトレット 撤去		6.	個			

B. その他		B-1. 電灯設備		B-1-1. 電灯幹線		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線(EM-IE)	5.5mm2	26.2	m			
600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線(EM-IE)	8mm2	11.4	m			
600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線(EM-IE)	14mm2	79.8	m			
EM-CEケーブル	2mm2- 3C ヒット・天井	10.3	m			
EM-CEケーブル	5.5mm2- 3C ヒット・天井	18.2	m			
EM-CETケーブル	22mm2 ヒット・天井	107.	m			
EM-CETケーブル	38mm2 ヒット・天井	32.5	m			
EM-CETケーブル	60mm2 ヒット・天井	24.5	m			
EM-CETケーブル	100mm2 ヒット・天井	14.8	m			
硬質ビニル電線管(VE)	露出配管 54mm	11.4	m			
硬質ビニル電線管(VE)	露出配管 70mm	11.4	m			
硬質ビニル電線管(VE)	露出配管 82mm	11.4	m			
GL-1盤(その他)	屋内鋼板製壁掛型	1.	面			
GL-2盤(その他)	屋内鋼板製壁掛型	1.	面			
計						

B. その他		B-1. 電灯設備		B-1-2. 電灯分岐		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
600V耐燃性ホリエチレン絶縁電線 (EM-IE)	1. 6mm	147.	m			
600Vホリエチレン絶縁耐燃性ホリエチレンシースケーブル平形 EM-EEF	1. 6mm- 2C ビット・天井	138.	m			
600Vホリエチレン絶縁耐燃性ホリエチレンシースケーブル平形 EM-EEF	1. 6mm- 2C FEP内 (PF・CD)	43.3	m			
600Vホリエチレン絶縁耐燃性ホリエチレンシースケーブル平形 EM-EEF	1. 6mm- 3C ビット・天井	815.	m			
600Vホリエチレン絶縁耐燃性ホリエチレンシースケーブル平形 EM-EEF	1. 6mm- 3C FEP内 (PF・CD)	180.	m			
600Vホリエチレン絶縁耐燃性ホリエチレンシースケーブル平形 EM-EEF	2. 0mm- 3C 管内	23.9	m			
600Vホリエチレン絶縁耐燃性ホリエチレンシースケーブル平形 EM-EEF	2. 0mm- 3C ビット・天井	71.8	m			
600Vホリエチレン絶縁耐燃性ホリエチレンシースケーブル平形 EM-EEF	2. 0mm- 3C FEP内 (PF・CD)	20.	m			
ねじなし電線管 (E)	隠ぺい・埋込配管 19mm	4.6	m			
ねじなし電線管 (E)	隠ぺい・埋込配管 25mm	6.8	m			
ねじなし電線管 (E)	隠ぺい配管 39mm	3.4	m			
合成樹脂製可とう電線管 (PF単層)	隠ぺい・埋込配管 16mm	82.1	m			
合成樹脂製可とう電線管 (PF単層)	隠ぺい・埋込配管 22mm	39.9	m			
タンブラスイッチ (金属プレート付)	1P 15A ×1 ネーム付 -	3.	個			
タンブラスイッチ (金属プレート付)	1P 15A ×2 ネーム付 -	4.	個			

B. その他		B-1. 電灯設備		B-1-2. 電灯分岐		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
タンブラスイッチ (金属プレート付)	3W 15A ×2 ネーム付 - -	1.	個			
タンブラスイッチ (金属プレート付)	1P 15A ×1 ネーム付 PL ×1 -	4.	個			
タンブラスイッチ (金属プレート付)	1P 15A ×2 ネーム付 PL ×1 -	2.	個			
金属製 アウトレットボックス(カバー 付)	中四角 浅型 D44	4.	個			
LED照明器具	図示A401	26.	台			
LED照明器具	図示C401	13.	台			
LED照明器具	図示C402	4.	台			
LED照明器具	図示C403	24.	台			
LED照明器具	図示C404	13.	台			
LED照明器具	図示C405	8.	台			
LED照明器具	図示E402	7.	台			
LED照明器具	図示E404	21.	台			
LED照明器具	図示G402	40.	台			
LED照明器具	図示H300	45.	台			
LED照明器具	図示I200	26.	台			

B. その他		B-1. 電灯設備		B-1-2. 電灯分岐		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
LED照明器具	図示K204	7.	台			
LED照明器具	図示M601	2.	台			
LED照明器具	図示P601	13.	台			
LED照明器具	図示R150	5.	台			
LED照明器具	図示T601	3.	台			
LED照明器具	図示e405	2.	台			
LED照明器具	図示h101	1.	台			
LED照明器具	図示a09	9.	台			
LED照明器具	図示a13	3.	台			
LED照明器具	図示a30	13.	台			
LED照明器具	図示a30h	4.	台			
LED照明器具	図示b13	1.	台			
LED照明器具	図示b30	10.	台			
LED照明器具	図示b30h	2.	台			
LED照明器具	図示4A1	7.	台			

B. その他		B-1. 電灯設備		B-1-3. コンセント分岐		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
600Vボリエチレン絶縁 耐燃性ボリエチレンシース ケーブル平形 EM-EEF	1. 6mm- 3C ヒット・天井	12.	m			
600Vボリエチレン絶縁 耐燃性ボリエチレンシース ケーブル平形 EM-EEF	1. 6mm- 3C FEP内(PF・CD)	59.3	m			
600Vボリエチレン絶縁 耐燃性ボリエチレンシース ケーブル平形 EM-EEF	2. 0mm- 3C 管内	6.8	m			
600Vボリエチレン絶縁 耐燃性ボリエチレンシース ケーブル平形 EM-EEF	2. 0mm- 3C ヒット・天井	832.	m			
600Vボリエチレン絶縁 耐燃性ボリエチレンシース ケーブル平形 EM-EEF	2. 0mm- 3C FEP内(PF・CD)	247.	m			
ねじなし電線管 (E)	隠ぺい・埋込配管 25mm	6.8	m			
合成樹脂製可とう 電線管 (PF単層)	隠ぺい・埋込配管 16mm	59.3	m			
合成樹脂製可とう 電線管 (PF単層)	隠ぺい・埋込配管 22mm	93.5	m			
1種金属線び(MM1)	A型(25.4mm)	24.	m			
1種金属線び(MM1) 附属品	A型(25.4mm) コーナーボックス	12.	個			
1種金属線び(MM1) 附属品	A型(25.4mm) 1個用スイッチボックス	12.	個			
コンセント (金属プレート付)	2P15A×1 連用形 125V	1.	個			
コンセント (金属プレート付)	2P15A×2 連用形 125V	71.	個			
コンセント (金属プレート付)	2P15A×1(接地極付) 連用形 125V	3.	個			
コンセント (金属プレート付)	2P15A×2(接地極付) 連用形 125V	4.	個			

B. その他		B-2. 動力設備		B-2-1. 動力幹線		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線(EM-IE)	14mm2	17.1	m			
600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線(EM-IE)	22mm2	22.2	m			
EM-CEケーブル	2mm2- 2C ヒット・天井	6.3	m			
EM-CEケーブル	5.5mm2- 3C ヒット・天井	3.4	m			
EM-CETケーブル	38mm2 ヒット・天井	17.7	m			
EM-CETケーブル	60mm2 ヒット・天井	47.9	m			
EM-CETケーブル	100mm2 ヒット・天井	26.2	m			
EM-CETケーブル	150mm2 ヒット・天井	20.5	m			
ねじなし電線管(E)	隠ぺい配管 39mm	2.3	m			
硬質ビニル電線管(VE)	露出配管 22mm	2.3	m			
1P-1盤(その他)	屋内鋼板製壁掛型	1.	面			
1P-2盤(その他)	屋内鋼板製壁掛型	1.	面			
1P-3盤(その他)	屋内鋼板製壁掛型	1.	面			
計						

B. その他		B-2. 動力設備		B-2-2. 動力分岐		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
600V耐燃性ホ [®] リエチレン絶縁電線(EM-IE)	8mm2	47.9	m			
600V耐燃性ホ [®] リエチレン絶縁電線(EM-IE)	14mm2	37.6	m			
600V耐燃性ホ [®] リエチレン絶縁電線(EM-IE)	22mm2	22.8	m			
600Vホ [®] リエチレン絶縁耐燃性ホ [®] リエチレンシースケーブル平形 EM-EEF	1. 6mm- 3C ヒット・天井	126.	m			
600Vホ [®] リエチレン絶縁耐燃性ホ [®] リエチレンシースケーブル平形 EM-EEF	2. 0mm- 3C ヒット・天井	69.	m			
EM-CEケーブル	2mm2- 3C 管内	36.5	m			
EM-CEケーブル	2mm2- 4C 管内	106.	m			
EM-CEケーブル	2mm2- 4C ヒット・天井	131.	m			
EM-CEケーブル	3. 5mm2- 4C 管内	27.4	m			
EM-CEケーブル	5. 5mm2- 4C ヒット・天井	39.9	m			
EM-CEケーブル	8mm2- 4C 管内	59.9	m			
EM-CETケーブル	14mm2 管内	116.	m			
EM-CETケーブル	22mm2 管内	36.5	m			
EM-CETケーブル	150mm2 管内	20.5	m			
厚鋼電線管(G)	露出配管 22mm	10.3	m			

B. その他		B-3. 発電設備		B-3-2. 太陽光発電		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
太陽電池モジュール (その他)	410W	80.	枚			
同上架台 (その他)		1	式			
太陽電池延長ケーブル (その他)		6.	組			
パワコンインバーター (その他)	10kW 単相3線 保護装置 屋外壁掛	3.	台			
パワコンボックス (その他)	鋼板製 屋外壁掛	1.	台			
小型計測装置 (その他)	屋内形	1.	台			
日射計 (その他)	付属ケーブル共	1.	台			
気温計 (その他)	付属ケーブル共	1.	台			
表示装置 (その他)	屋内壁掛形 43インチ	1.	台			
据付工事費 (その他)		1	式			
現地試験調整費 (その他)		1	式			
法定福利費 (その他)		1	式			
諸経費 (その他)		1	式			

B. その他		B-3. 発電設備		B-3-2. 太陽光発電		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
厚鋼電線管 (G)	露出配管 16mm	9.5	m			
厚鋼電線管 (G)	露出配管 22mm	28.4	m			
厚鋼電線管 (G)	露出配管 28mm	24.2	m			
厚鋼電線管 (G)	露出配管 54mm	42.5	m			
厚鋼電線管 (G)	露出配管 82mm	14.2	m			
600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線(EM-IE)	5.5mm ²	96.8	m			
600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線(EM-IE)	14mm ²	41.3	m			
EM-CETケーブル	22mm ² 管内	42.5	m			
EM-CETケーブル	22mm ² ビット・天井	40.2	m			
EM-CETケーブル	22mm ² ラック	14.2	m			
EM-CETケーブル	100mm ² 管内	14.2	m			
EM-CETケーブル	100mm ² ビット・天井	20.1	m			
EM-CETケーブル	100mm ² ラック	7.1	m			
EM-CEEケーブル	2mm ² - 2C 管内	28.4	m			
EM-CEEケーブル	2mm ² - 2C ビット・天井	70.8	m			

B. その他		B-8. 監視カメラ設備				
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
ITV架	ネットワークビデオレコーダー、HDMI延長送信機、PoE SW、UPS 機器取付末端決戦工事費 総合調整費、雑材消耗品 搬入費、諸経費、法定福利費共	1.	台			
43型液晶モニター	天吊金具共 機器取付末端決戦工事費 総合調整費、雑材消耗品 搬入費、諸経費、法定福利費共	1.	台			
スイッチングハブ	8ポート 機器取付末端決戦工事費 総合調整費、雑材消耗品 搬入費、諸経費、法定福利費共	1.	台			
ドーム型ネットワークカメラ	天井付 機器取付末端決戦工事費 総合調整費、雑材消耗品 搬入費、諸経費、法定福利費共	4.	台			
EM-UTPケーブル	CAT6 4P FEP内 (PF・CD)	29.	m			
合成樹脂製可とう電線管 (PF単層)	隠ぺい・埋込配管 16mm	29.	m			
計						

B. その他		B-12. 発生材処理				
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
照明器具 撤去	図示A401 再使用しない	18.	台			
照明器具 撤去	図示B401 再使用しない	6.	台			
照明器具 撤去	図示C401 再使用しない	19.	台			
照明器具 撤去	図示C402 再使用しない	64.	台			
照明器具 撤去	図示E402 再使用しない	32.	台			
照明器具 撤去	図示F401 再使用しない	2.	台			
照明器具 撤去	図示I300 再使用しない	45.	台			
照明器具 撤去	図示L402 再使用しない	4.	台			
照明器具 撤去	図示P601 再使用しない	20.	台			
照明器具 撤去	図示P100 再使用しない	26.	台			
照明器具 撤去	図示R150 再使用しない	5.	台			
照明器具 撤去	図示V201 再使用しない	1.	台			
照明器具 撤去	図示d601 再使用しない	2.	台			
照明器具 撤去	図示h101 再使用しない	1.	台			
照明器具 撤去	図示B401 再使用しない	5.	台			

B. その他		B-12. 発生材処理				
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
照明器具 撤去	図示H401' 再使用しない	25.	台			
照明器具 撤去	図示H201' 再使用しない	2.	台			
照明器具 撤去	図示P100 再使用しない	3.	台			
照明器具 撤去	図示V201 再使用しない	8.	台			
照明器具 撤去	図示V301 再使用しない	1.	台			
照明器具 撤去	図示V402 再使用しない	4.	台			
照明器具 撤去	図示Y41 再使用しない	10.	台			
照明器具 撤去	図示i401 再使用しない	4.	台			
照明器具 撤去	図示j201 再使用しない	1.	台			
照明器具 撤去	図示j401 再使用しない	1.	台			
照明器具 撤去	図示A 再使用しない	13.	台			
照明器具 撤去	図示D 再使用しない	15.	台			
照明器具 撤去	図示E 再使用しない	50.	台			
照明器具 撤去	図示G 再使用しない	5.	台			
照明器具 撤去	図示H 再使用しない	7.	台			

B. その他		B-12. 発生材処理				
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
照明器具 撤去	図示L 再使用しない	1.	台			
照明器具 撤去	図示a 再使用しない	2.	台			
照明器具 撤去	図示d 再使用しない	1.	台			
照明器具 撤去	図示e 再使用しない	1.	台			
照明器具 撤去	図示f 再使用しない	1.	台			
タンブラスイッチ 撤去	1P15A×1	3.	個			
タンブラスイッチ 撤去	1P15A×2	4.	個			
タンブラスイッチ 撤去	3W15A×2	1.	個			
タンブラスイッチ 撤去	1P15A×1・PL×1	4.	個			
タンブラスイッチ 撤去	1P15A×2・PL×1	2.	個			
コンセント 撤去	2P15A×2	8.	個			
受変電設備 撤去 (その他)		1	式			
自家発電機 撤去	三相75kVA	1	式			
スピーカ 撤去	SC4Hi-1(3) V0	12.	個			
スピーカ 撤去	SC4Hi-1(3) V3	4.	個			

電気設備工事 細目別内訳

C. 共用部		C-1. 電灯設備		C-1-1. 電灯分岐		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
タンブラスイッチ (金属プレート付)	1P 15A ×1 ネーム付 - -	3.	個			
タンブラスイッチ (金属プレート付)	1P 15A ×2 ネーム付 - -	5.	個			
タンブラスイッチ (金属プレート付)	3W 15A ×2 ネーム付 - -	2.	個			
熱線センサー付自動スイッチ	親機	10.	個			
熱線センサー付自動スイッチ	子機	11.	個			
センサー付自動スイッチ用 操作ユニット	1回路用	10.	個			
金属製 アウトレットボックス(カバー 付)	中四角 浅型 D44	4.	個			
LED照明器具	図示A402	14.	台			
LED照明器具	図示C401	9.	台			
LED照明器具	図示C402	2.	台			
LED照明器具	図示C403	23.	台			
LED照明器具	図示C404	2.	台			
LED照明器具	図示C405	15.	台			
LED照明器具	図示D401	3.	台			
LED照明器具	図示E402	5.	台			

C. 共用部		C-1. 電灯設備		C-1-1. 電灯分岐		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
LED照明器具	図示F401	6.	台			
LED照明器具	図示H300	20.	台			
LED照明器具	図示I150	4.	台			
LED照明器具	図示I200	100.	台			
LED照明器具	図示K204	50.	台			
LED照明器具	図示N100	10.	台			
LED照明器具	図示P601	5.	台			
LED照明器具	図示Q601	23.	台			
LED照明器具	図示e405	3.	台			
LED照明器具	図示a09	1.	台			
LED照明器具	図示a13	2.	台			
LED照明器具	図示a30	28.	台			
LED照明器具	図示a30m	3.	台			
LED照明器具	図示b30	3.	台			
LED照明器具	図示4A1	12.	台			

C. 共用部		C-1. 電灯設備		C-1-2. コンセント分岐		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
コンセント (金属プレート付)	2P15A×1 連用形 125V	5.	個			
コンセント (金属プレート付)	2P15A×2 連用形 125V	32.	個			
コンセント (金属プレート付)	2P15A×1(接地極付) 連用形 125V	5.	個			
コンセント (金属プレート付)	2P15A×1(接地極接地端子付) 連用形 125V	38.	個			
コンセント (金属プレート付)	2P15A×1(ヌケ止め) 連用形 125V	8.	個			
コンセント (防雨形)	2P15A×2 (抜止め 接地極×2 接地端子付き)	3.	個			
コンセントホール	ベースプレート型	1.	個			
金属製 アウトレットボックス(カバー付)	中四角 浅型 D44	40.	個			
根切り(人力)		1.	m3			
埋戻し	人 力 根切り土	0.8	m3			
砂利地業	再生砂	0.2	m3			
建設発生土処理	人力 場内敷ならし	0.2	m3			
計						

C. 共用部		C-9. 監視カメラ設備				
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
ITV架	ネットワークビデオレコーダー、HDMI延長送信機、PoE SW、UPS 機器取付末端決戦工事費 総合調整費、雑材消耗品 搬入費、諸経費、法定福利費共	1.	台			
43型液晶モニター	天吊金具共 機器取付末端決戦工事費 総合調整費、雑材消耗品 搬入費、諸経費、法定福利費共	1.	台			
スイッチングハブ	8ポート 機器取付末端決戦工事費 総合調整費、雑材消耗品 搬入費、諸経費、法定福利費共	1.	台			
ドーム型ネットワークカメラ	天井付 機器取付末端決戦工事費 総合調整費、雑材消耗品 搬入費、諸経費、法定福利費共	7.	台			
ネットワークカメラ	壁付 屋外用 機器取付末端決戦工事費 総合調整費、雑材消耗品 搬入費、諸経費、法定福利費共	2.	台			
計						

C. 共用部		C-12. 発生材処理				
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
照明器具 撤去	図示B402 再使用しない	14.	台			
照明器具 撤去	図示C401 再使用しない	20.	台			
照明器具 撤去	図示C402 再使用しない	42.	台			
照明器具 撤去	図示C402' 再使用しない	6.	台			
照明器具 撤去	図示E402 再使用しない	2.	台			
照明器具 撤去	図示F401 再使用しない	7.	台			
照明器具 撤去	図示P100 再使用しない	100.	台			
照明器具 撤去	図示K204 再使用しない	48.	台			
照明器具 撤去	図示Q601 再使用しない	9.	台			
照明器具 撤去	図示I150 再使用しない	4.	台			
照明器具 撤去	図示I300 再使用しない	20.	台			
照明器具 撤去	図示H201' 再使用しない	1.	台			
照明器具 撤去	図示H401' 再使用しない	33.	台			
照明器具 撤去	図示V402 再使用しない	8.	台			
照明器具 撤去	図示V201 再使用しない	8.	台			

C. 共用部		C-12. 発生材処理				
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
照明器具 撤去	図示X201 再使用しない	4.	台			
照明器具 撤去	図示W201 再使用しない	4.	台			
タンブラスイッチ 撤去	1P15A×1	3.	個			
タンブラスイッチ 撤去	1P15A×2	5.	個			
タンブラスイッチ 撤去	1P15A×3	4.	個			
タンブラスイッチ 撤去	3W15A×2	2.	個			
コンセント 撤去	2P15A×2	24.	個			
スピーカ 撤去	SC4Hi-1(3) V0	9.	個			
スピーカ 撤去	SC4Hi-1(3) V3	10.	個			
スピーカ 撤去	SPHi-1(3) V0	2.	個			
スピーカ 撤去	SH- 5 V0	2.	個			
アッテネータ 撤去	5W S(金属製)	2.	個			
煙感知器 撤去		25.	個			
スポット形感知器 撤去		12.	個			
発生材処理 (共用部)	運搬共	1	式			

参 考 数 量 書

件 名 : 中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	金 額	金 額	備 考
M	機械設備工事費					
A	公民館		一式			
B	公民館以外		一式			
C	共有部		一式			
	総合計					

中 科 目 別 内 訳 書

件 名 : 中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
A	公民館					
M-1	衛生設備工事		一式			
M-2	空調設備工事		一式			
M-3	換気設備工事		一式			
M-4	撤去工事		一式			
M-5	発生材処分		一式			
	計					

中 科 目 別 内 訳 書

件 名 : 中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
B	公民館以外					
M-1	衛生設備工事		一式			
M-2	空調設備工事		一式			
M-3	換気設備工事		一式			
M-4	撤去工事		一式			
M-5	発生材処分		一式			
	計					

中 科 目 別 内 訳 書

件 名 : 中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
C	共用部					
M-1	衛生設備工事		一式			
M-2	給水設備工事		一式			
M-3	給湯設備工事		一式			
M-4	消火設備工事		一式			
M-5	排水設備工事		一式			
M-6	空調設備工事		一式			
M-7	換気設備工事		一式			
M-8	撤去工事		一式			
M-9	発生材処理		一式			
	計					

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
A M-2	EHP4 ビル用マルチエアコン室外ユニット 冷90.0kw/暖100kw 高調波対策,スプリング防振架台	1	台			
	EHP5 ビル用マルチエアコン室外ユニット 冷77.5kw/暖90.0kw 高調波対策,スプリング防振架台	1	台			
	5-1 空冷ヒートポンプ式 マルチエアコン 冷3.6kW/暖4.0kW 天井カセット4方向 個別リモコン	2	台			
	4-4 空冷ヒートポンプ式 マルチエアコン 冷7.1kW/暖8.0kW 天井カセット4方向 個別リモコン	4	台			
	5-2 空冷ヒートポンプ式 マルチエアコン 冷7.1kW/暖8.5kW 天井カセット4方向 個別リモコン	4	台			
	4-5 空冷ヒートポンプ式 マルチエアコン 冷8.0kW/暖9.0kW 天井カセット4方向 個別リモコン	4	台			
	5-3 空冷ヒートポンプ式 マルチエアコン 冷8.0kW/暖9.0kW 天井カセット4方向 個別リモコン	2	台			
	5-4 空冷ヒートポンプ式 マルチエアコン 冷11.2kW/暖12.5kW 天井カセット4方向 個別リモコン	2	台			
	ACP2 空冷ヒートポンプ式 パッケージエアコン (ツイン) 冷12.5kW/暖14.0kW 天井カセット4方向 個別リモコン	1	組			
	ACP3 空冷ヒートポンプ式 パッケージエアコン (ツイン) 冷14.0kW/暖16.0kW 天井カセット4方向 個別リモコン	2	組			
	ACP5 空冷ヒートポンプ式 パッケージエアコン (ツイン) 冷25.0kW/暖28.0kW 天吊 個別リモコン	1	組			
	ACR 空冷ヒートポンプ式ハウジングエアコン 冷5.6kW/暖6.7kW 床置 個別リモコン	2	台			
	冷媒ガス漏洩対策機器	3	台			
	冷媒追加充填	1	式			
	重量機器搬入費 500kg以下	0.85	t			

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	AHU-1 外気処理空調機 <small>冷80.0kW/暖75.0kW</small>	1	組			
	重量機器搬入費	0.92	t			
	空調機調整費	1	台			
	冷媒用 6.4 液管	58.0	m			
	冷媒用 9.52 液管	180.0	m			
	冷媒用 12.7 液管	65.0	m			
	冷媒用 15.9 液管	57.0	m			
	冷媒用 12.7 ガス管	60.0	m			
	冷媒用 15.9 ガス管	166.0	m			
	冷媒用 19.05 ガス管	19.0	m			
	冷媒用 22.2 ガス管	15.0	m			
	冷媒用 25.4 ガス管	21.0	m			
	冷媒用 28.6 ガス管	47.0	m			
	冷媒用 31.8 ガス管	43.0	m			
	冷媒用 38.1 ガス管	12.0	m			

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	排水・保温機能付空調用ドレン管 25A 屋内一般	177.0	m			
	排水・保温機能付空調用ドレン管 30A 屋内一般	55.0	m			
	排水・保温機能付空調用ドレン管 40A 屋内一般	24.0	m			
	排水・保温機能付空調用ドレン管 50A 屋内一般	7.0	m			
	ラッキング 冷媒用断熱材被覆鋼管用保温外装(SUS)	45	m			
	ドレントラップ 25A	3	個			
	防虫網 50A	1	個			
	EM-AE 0.9-2C コロガシ 渡り配線	350	m			
	EM-AE 0.9-3C コロガシ	225	m			
	EM-AE 0.9-3C 管内	39	m			
	1種金属線ぴ A型	40	m			
	リモコン取付費	26	箇所			
	SWボックス 2個用	26	個			
	根切り 人力土工	1	m3			
	埋戻し 人力土工 A種	0.5	m3			

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	砂利地業 切込砕石	0.5	m3			
	浸透桧	4	個			
	ラフテレーンクレーン 25t オペレーター付	1	日			
	計					

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
A M-3	FE-1 天井換気扇 風量320m3/h	5	台			
	FE-2 天井換気扇 風量(強)635m3/h(弱)380m3/h コントロールスイッチ	2	台			
	HEU-3 全熱交換器 風量500m3/h 天井カセット,コントロールスイッチ	4	台			
	HEU-4 全熱交換器 風量650m3/h 天井埋込形,コントロールスイッチ 吹出、吸込口	6	台			
	スパイラルダクト 亜鉛鉄板・150mm	158	m			
	スパイラルダクト 亜鉛鉄板・200mm	252	m			
	スパイラルダクト 亜鉛鉄板・250mm	252	m			
	スパイラルダクト保温 150mm 40Kロックウール	158	m			
	スパイラルダクト保温 200mm 40Kロックウール	252	m			
	スパイラルダクト保温 250mm 40Kロックウール	252	m			
	ベントキャップ Φ150 ステンレス製	9	個			
	ベントキャップ Φ200 ステンレス製	20	個			
	ベントキャップ取付費 Φ150	9	箇所			
	ベントキャップ取付費 Φ200	20	箇所			
	ダイヤモンドコア Φ250-L200	2	箇所			

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	ダイヤモンドコア Φ300-L200	7	箇所			
	EM-AE 0.9-3C コロガシ	230	m			
	EM-AE 0.9-3C 管内	40	m			
	1種金属線ぴ A型	42	m			
	リモコン取付費	12	箇所			
	SWボックス 2個用	12	個			
	レントゲン調査費 調査費用	1	日			
	レントゲン調査費 フィルム枚数	9	枚			
	計					

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
A M-4	ファンコイルユニット撤去 天吊形 560m3/h以上	1.0	台			
	ファンコイルユニット撤去 天吊形 1120m3/h以上	8.0	台			
	ファンコイルユニット撤去 カセット形 1280m3/h以上	3.0	台			
	ファンコイルユニット撤去 床置形 560m3/h以上	1.0	台			
	全熱交換機撤去 500m3/h	5.0	台			
	送風機撤去 No.1 1/4以下 防振基礎共	10.0	台			
	天井換気扇撤去	3.0	台			
	外調機撤去 11,300m3/以下	1.0	台			
	冷温水管撤去(鋼管) 機械室 32A	2.0	m			
	冷温水管撤去(鋼管) 屋内 32A	7.0	m			
	冷温水管撤去(鋼管) 屋内 80A	1.0	m			
	冷温水管撤去(鋼管) 屋内 100A	5.0	m			
	冷温水管撤去(鋼管) 屋内 150A	24.0	m			
	冷温水管撤去(鋼管) 機械室 150A	12.0	m			
	温水水管保温撤去 機械室 32A	2.0	m			

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	温水水管保温撤去 天井内 32A	7.0	m			
	温水水管保温撤去 天井内 80A	1.0	m			
	温水水管保温撤去 天井内 100A	5.0	m			
	温水水管保温撤去 天井内 150A	24.0	m			
	温水水管保温撤去 機械室 150A	12.0	m			
	スパイラルダクト撤去 Φ125	10.0	m			
	スパイラルダクト撤去 Φ150	20.0	m			
	スパイラルダクト撤去 Φ200	40.0	m			
	スパイラルダクト撤去 Φ250	10.0	m			
	スパイラルダクト撤去 Φ350	10.0	m			
	矩形ダクト撤去 0.5mm	120.0	m ²			
	計					

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
A M-5	発生材積込 内装材 機械	187	m3			
	発生材運搬 混合廃棄物 4tタンク 片道25km程度	71	m3			
	発生材運搬 アスベスト含有物 LV3 4tタンク 片道25km程度	116	m3			
	発生材処分 混合廃棄物	71	m3			
	発生材処分 アスベスト含有物 LV3	116	m3			
	計					

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
B M-2	EHP1 ビル用マルチエアコン室外ユニット 冷73.0kw/暖82.5kw 高調波対策,スプリング防振架台	1	台			
	EHP3 ビル用マルチエアコン室外ユニット 冷73.0kw/暖82.5kw 高調波対策,スプリング防振架台	1	台			
	EHP6 ビル用マルチエアコン室外ユニット 冷73.0kw/暖82.5kw 高調波対策,スプリング防振架台	1	台			
	1-1 空冷ヒートポンプ式 マルチエアコン 冷2.2kW/暖2.5kW 天井カセット1方向 個別リモコン	1	台			
	3-1 空冷ヒートポンプ式 マルチエアコン 冷4.5kW/暖5.0kW 天井カセット2方向 個別リモコン	1	台			
	6-2 空冷ヒートポンプ式 マルチエアコン 冷3.6kW/暖4.0kW 天井カセット4方向 個別リモコン	2	台			
	ACP1 空冷ヒートポンプ式 パッケージエアコン (ツイン) 冷10.0kW/暖11.2kW 天井カセット4方向 個別リモコン	3	組			
	ACP2 空冷ヒートポンプ式 パッケージエアコン (ツイン) 冷12.5kW/暖14.0kW 天井カセット4方向 個別リモコン	1	組			
	ACP4 空冷ヒートポンプ式 パッケージエアコン (ツイン) 冷20.0kW/暖22.4kW 天井カセット4方向 個別リモコン	2	組			
	冷媒ガス漏洩対策機器	5	台			
	冷媒充填	1	式			
	重量機器搬入費 500kg以下	0.9	t			
	AHU-2 外気処理空調機 冷140.0kW/暖132.0kW	1	組			
	重量機器搬入費	0.6	t			
	空調機調整費	1	台			

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	冷媒用 6.4 液管	76.0	m			
	冷媒用 9.52 液管	237.0	m			
	冷媒用 12.7 液管	85.0	m			
	冷媒用 15.9 液管	75.0	m			
	冷媒用 12.7 ガス管	78.0	m			
	冷媒用 15.9 ガス管	218.0	m			
	冷媒用 19.05 ガス管	25.0	m			
	冷媒用 22.2 ガス管	19.0	m			
	冷媒用 25.4 ガス管	28.0	m			
	冷媒用 28.6 ガス管	61.0	m			
	冷媒用 31.8 ガス管	56.0	m			
	冷媒用 38.1 ガス管	16.0	m			
	排水・保温機能付空調用ドレン管 25A 屋内一般	240.0	m			
	排水・保温機能付空調用ドレン管 30A 屋内一般	80.0	m			
	排水・保温機能付空調用ドレン管 40A 屋内一般	40.0	m			

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	排水・保温機能付空調用ドレン管 50A 屋内一般	10.0	m			
	ラッキング 冷媒用断熱材被覆鋼管用保温外装(SUS)	59	m			
	ドレントラップ 25A	3	個			
	ドレントラップ 30A	1	個			
	ドレントラップ 40A	1	個			
	ドレントラップ 50A	1	個			
	防虫網 50A	1	個			
	EM-AE 0.9-2C コロガシ 渡り配線	141	m			
	EM-AE 0.9-3C コロガシ	300	m			
	EM-AE 0.9-3C 管内	60	m			
	1種金属線ぴ A型	60	m			
	リモコン取付費	12	箇所			
	SWボックス	12	個			
	根切り 人力土工	1	m3			
	埋戻し 人力土工 山砂	0.5	m3			

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	砂利地業 切込砕石	0.5	m3			
	浸透桧	5	個			
	ラフテレーンクレーン 25t オペレーター付	2	日			
	ダイヤモンドコア Φ50-L200	2	箇所			
	ダイヤモンドコア Φ75-L200	8	箇所			
	ダイヤモンドコア Φ100-L200	3	箇所			
	レントゲン調査費 調査費用	1	日			
	レントゲン調査費 フィルム枚数	13	枚			
	計					

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
B M-3	FE-1 天井換気扇 風量320m3/h	2	台			
	FE-2 天井換気扇 風量(強)635m3/h(弱)380m3/h コントロールスイッチ	1	台			
	FE-3 天井換気扇 風量420m3/h	2	台			
	FE-4 天井換気扇 風量180m3/h	1	台			
	FE-5 天井換気扇 風量125m3/h	3	台			
	HEU-1 全熱交換器 風量150m3/h 天井カセット,コントロールスイッチ	2	台			
	HEU-2 全熱交換器 風量350m3/h 天井カセット,コントロールスイッチ	6	台			
	HEU-3 全熱交換器 風量500m3/h 天井カセット,コントロールスイッチ	3	台			
	スパイラルダクト 亜鉛鉄板・150mm	208	m			
	スパイラルダクト 亜鉛鉄板・200mm	331	m			
	スパイラルダクト 亜鉛鉄板・250mm	331	m			
	スパイラルダクト保温 150mm 40Kロックウール	208	m			
	スパイラルダクト保温 200mm 40Kロックウール	331	m			
	スパイラルダクト保温 250mm 40Kロックウール	331	m			
	ベントキャップ Φ100	4	個			

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	ベントキャップ Φ150	19	個			
	ベントキャップ Φ200	8	個			
	ベントキャップ取付費 Φ100	4	箇所			
	ベントキャップ取付費 Φ150	19	箇所			
	ベントキャップ取付費 Φ200	8	箇所			
	ダイヤモンドコア Φ250-L200	6	箇所			
	ダイヤモンドコア Φ300-L200	2	箇所			
	EM-AE 0.9-3C コロガン	55	m			
	EM-AE 0.9-3C 管内	35	m			
	1種金属線ぴ A型	35	m			
	リモコン取付費	11	箇所			
	SWボックス 2個用	11	個			
	レントゲン調査費 調査費用	1	日			
	レントゲン調査費 フィルム枚数	8	枚			

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
B M-4	ファンコイルユニット撤去 天吊形 420m3/h以上	2.0	台			
	ファンコイルユニット撤去 天吊形 1120m3/h以上	6.0	台			
	ファンコイルユニット撤去 カセット形 420m3/h以上	1.0	台			
	ファンコイルユニット撤去 カセット形 640m3/h以上	3.0	台			
	全熱交換機撤去 500m3/h以上	2.0	台			
	送風機撤去	10.0	台			
	天井換気扇撤去	1.0	台			
	外調機撤去 17,100m3/以下	1.0	台			
	冷温水管撤去(鋼管) 屋外 100A	6.0	m			
	冷温水管撤去(鋼管) 屋内 150A	31.0	m			
	冷温水管撤去(鋼管) 機械室 150A	16.0	m			
	温水水管保温撤去 機械室 32A	3.0	m			
	温水水管保温撤去 屋外 32A	9.0	m			
	温水水管保温撤去 屋外 80A	2.0	m			
	温水水管保温撤去 屋外 100A	6.0	m			

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	温水水管保温撤去 天井 150A	31.0	m			
	温水水管保温撤去 機械室 150A	16.0	m			
	スパイラルダクト撤去 Φ100	20.0	m			
	スパイラルダクト撤去 Φ125	20.0	m			
	スパイラルダクト撤去 Φ150	30.0	m			
	スパイラルダクト撤去 Φ200	50.0	m			
	スパイラルダクト撤去 Φ250	20.0	m			
	スパイラルダクト撤去 Φ350	10.0	m			
	矩形ダクト撤去	150.0	m ²			
	和風便器撤去	2	台			
	水栓類撤去	3.0	個			
	計					

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
B M-5	発生材積込 内装材 機械	230	m3			
	発生材運搬費 混合廃棄物 4tタンク 片道25km程度	70	m3			
	発生材運搬費 アスベスト含有物 LV3 4tタンク 片道25km程度	160	m3			
	発生材処分 混合廃棄物	70	m3			
	発生材処分 アスベスト含有物 LV3	160	m3			
	計					

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
C M-1	洋風大便器 <small>節水型FV 壁給水 暖房洗浄 便座</small>	15	個			
	洋風便器取外し再取付	5	個			
	紙巻器	21	個			
	大便器用手すり <small>L形手すり 樹脂被覆タイプ</small>	9	個			
	大便器用手すり <small>跳ね上げ手すり 樹脂被覆タイプ</small>	3	個			
	小便器 <small>壁掛形 低リップ 自動洗浄(AC-100V)</small>	9	個			
	小便器用手すり <small>樹脂被覆タイプ</small>	3	個			
	小便器取外し再取付	4	個			
	自動水栓	6	個			
	掃除流し <small>水栓共</small>	2	個			
	掃除流し取外し再取付 <small>水栓共</small>	1	個			
	化粧鏡 <small>防錆 406×600</small>	3	枚			
	洗面器 <small>ハンドル水栓</small>	3	台			
	レバー式水栓	1	個			

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
C M-2	屋内一般 20A 給水・塩ビライニング鋼管(SGP-VB)	11	m			
	機械室・便所 20A 給水・塩ビライニング鋼管(SGP-VB)	99	m			
	機械室・便所 25A 給水・塩ビライニング鋼管(SGP-VB)	45	m			
	機械室・便所 32A 給水・塩ビライニング鋼管(SGP-VB)	16	m			
	機械室・便所 40A 給水・塩ビライニング鋼管(SGP-VB)	6	m			
	機械室・便所 50A 給水・塩ビライニング鋼管(SGP-VB)	9	m			
	機械室・便所 80A 給水・塩ビライニング鋼管(SGP-VB)	3	m			
	天井内 アルミガラスクロス 20A 保温	11	m			
	機械室 アルミガラスクロス 20A 保温	99	m			
	機械室 アルミガラスクロス 25A 保温	45	m			
	機械室 アルミガラスクロス 32A 保温	16	m			
	機械室 アルミガラスクロス 40A 保温	6	m			
	機械室 アルミガラスクロス 50A 保温	9	m			
	機械室 アルミガラスクロス 80A 保温	3	m			
配管分岐 保温有 20A	3	箇所				

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	配管分岐 保温有 50A	3	箇所			
	計					

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
C M-4	FB-1 易操作性1号消火栓箱 <small>消火器併設型 埋込 放水口有</small>	8	台			
	消火・圧力配管用 炭素鋼鋼管(白) <small>屋内一般 65A</small>	16	m			
	P-02 消火ポンプ <small>呼水槽ユニット方型 起動用圧力タンク・起動盤 機器廻り品共</small>	1	台			
	消火器 ABC粉末 10型	12	個			
	消火器 取付	12	個			
	計					

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
C M-5	硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 機械室・便所 40A	7	m			
	硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 機械室・便所 50A	16	m			
	硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 機械室・便所 65A	4	m			
	硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 機械室・便所 75A	20	m			
	硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 機械室・便所 100A	21	m			
	硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 機械室・便所 125A	3	m			
	耐火二層硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 機械室・便所 40A	13	m			
	耐火二層硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 機械室・便所 50A	38	m			
	耐火二層硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 機械室・便所 65A	10	m			
	耐火二層硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 機械室・便所 75A	30	m			
	耐火二層硬質ポリ塩化ビニル管(VP) 機械室・便所 100A	41	m			
	保温 機械室・便所 40A	7	m			
	保温 機械室・便所 50A	16	m			
	保温 機械室・便所 65A	4	m			
	保温 機械室・便所 80A	20	m			

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	保温 機械室・便所 100A	21	m			
	保温 機械室・便所 125A	3	m			
	COB 50A	8	個			
	COB 65A	1	個			
	COB 80A	2	個			
	COB 100A	5	個			
	計					

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
C M-6	EHP1 ビル用マルチエアコン室外ユニット	冷73.0kw/暖82.5kw 高調波対策,スプリング防振架台	1	台		
	EHP2 ビル用マルチエアコン室外ユニット	冷73.0kw/暖82.5kw 高調波対策,スプリング防振架台	1	台		
	EHP3 ビル用マルチエアコン室外ユニット	冷73.0kw/暖82.5kw 高調波対策,スプリング防振架台	1	台		
	EHP4 ビル用マルチエアコン室外ユニット	冷90.0kw/暖100kw 高調波対策,スプリング防振架台	1	台		
	EHP6 ビル用マルチエアコン室外ユニット	冷73.0kw/暖82.5kw 高調波対策,スプリング防振架台	1	台		
	1-1 空冷ヒートポンプ式 マルチエアコン	冷2.2kW/暖3.2kW 天井カセット1方向 個別リモコン	1	台		
	2-1 空冷ヒートポンプ式 マルチエアコン	冷2.2kW/暖2.5kW 天井カセット1方向 個別リモコン	1	台		
	4-1 空冷ヒートポンプ式 マルチエアコン	冷2.8kW/暖3.2kW 天井カセット2方向 個別リモコン	2	台		
	6-1 空冷ヒートポンプ式 マルチエアコン	冷2.8kW/暖3.2kW 天井カセット2方向 個別リモコン	1	台		
	4-3 空冷ヒートポンプ式 マルチエアコン	冷3.6kW/暖4.0kW 天井カセット4方向 個別リモコン	3	台		
	4-2 空冷ヒートポンプ式 マルチエアコン	冷4.5kW/暖5.0kW 天井カセット2方向 個別リモコン	2	台		
	2-2 空冷ヒートポンプ式 マルチエアコン	冷5.0kW/暖5.6kW 天井カセット4方向 個別リモコン	3	台		
	6-3 空冷ヒートポンプ式 マルチエアコン	冷8.0kW/暖9.0kW 天井カセット4方向 個別リモコン	4	台		
	6-4 空冷ヒートポンプ式 マルチエアコン	冷14.0kW/暖16.0kW 天井カセット4方向 個別リモコン	2	台		
	1-2 空冷ヒートポンプ式 マルチエアコン	冷16.0kW/暖18.0kW ビルトイン 個別リモコン 吹出口×2 吸込口×2	3	台		

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	2-3 空冷ヒートポンプ式 マルチエアコン 冷16.0kW/暖18.0kW ビルトイン 個別リモコン 吹出口×2 吸込口×2	3	台			
	3-2 空冷ヒートポンプ式 マルチエアコン 冷16.0kW/暖18.0kW ビルトイン 個別リモコン 吹出口×2 吸込口×2	4	台			
	ACP3 空冷ヒートポンプ式 パッケージエアコン (ツイン) 冷14.0kW/暖16.0kW 天井カセット4方向 個別リモコン	1	組			
	冷媒ガス漏洩対策機器	4	台			
	重量機器搬入費	2.1	t			
	リモコン取付費	25	箇所			
	SWボックス	25	個			
	ダイヤモンドコア Φ50-L200	1	箇所			
	ダイヤモンドコア Φ75-L200	4	箇所			
	ダイヤモンドコア Φ100-L200	3	箇所			
	レントゲン調査費 調査費用	1	日			
	レントゲン調査費 フィルム枚数	8	枚			
	計					

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
C M-7	FE-2 天井換気扇 風量(強)635m ³ /h(弱)380m ³ /h コントロールスイッチ	6	台			
	FE-4 天井換気扇 風量180m ³ /h	6	台			
	HEU-1 全熱交換器 風量150m ³ /h 天井カセット,コントロールスイッチ	1	台			
	HEU-2 全熱交換器 風量350m ³ /h 天井カセット,コントロールスイッチ	6	台			
	HEU-4 全熱交換器 風量650m ³ /h 天井埋込形,コントロールスイッチ 吹出、吸込口	3	台			
	ベントキャップ Φ100	9	個			
	ベントキャップ Φ150	19	個			
	ベントキャップ Φ200	6	個			
	ベントキャップ取付費 Φ100	9	箇所			
	ベントキャップ取付費 Φ150	19	箇所			
	ベントキャップ取付費 Φ200	6	箇所			
	ダイヤモンドコア Φ250-L200	20	箇所			
	ダイヤモンドコア Φ300-L200	3	箇所			
	レントゲン調査費 調査費用	1	日			
	レントゲン調査費 フィルム枚数	23	枚			

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
C M-8	洋風便器撤去	6.0	台			
	和風便器撤去	9.0	台			
	小便器撤去	9.0	台			
	小便器 撤去再取付	4.0	台			
	掃除用流し撤去 水栓共	2.0	台			
	洗面器撤去 水栓共	3.0	個			
	化粧鏡取外再取付	3.0	個			
	水栓類撤去	11.0	個			
	消火栓ポンプ撤去	1.0	台			
	給水ポンプ撤去	2.0	台			
	電気湯沸器撤去 20L	3.0	台			
	吸収式冷温水機撤去 機器廻り品共	1.0	台			
	冷却塔撤去 機器廻り品共	1.0	台			
	冷温(却)水ポンプ撤去	2.0	台			
	全熱交換機撤去 500m3/h	2.0	台			

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	天井換気扇撤去	7.0	台			
	外調機撤去 9,780m ³ /以下	1.0	台			
	膨張タンク撤去	1.0	台			
	水処理装置	1.0	台			
	ファンコイルユニット撤去 天吊形 560m ³ /h以上	2.0	台			
	ファンコイルユニット撤去 天吊形 1120m ³ /h以上	7.0	台			
	ファンコイルユニット撤去 カセット形 420m ³ /h以上	1.0	台			
	給水管撤去(鋼管) 20A	99.0	m			
	給水管撤去(鋼管) 25A	41.0	m			
	給水管撤去(鋼管) 32A	15.0	m			
	給水管撤去(鋼管) 40A	7.0	m			
	給水管撤去(鋼管) 50A	8.0	m			
	給水管撤去(鋼管) 80A	3.0	m			
	給水管保温撤去 20A	99.0	m			
	給水管保温撤去 25A	41.0	m			

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	給水管保温撤去 32A	15.0	m			
	給水管保温撤去 40A	7.0	m			
	給水管保温撤去 50A	8.0	m			
	給水管保温撤去 80A	3.0	m			
	排水管撤去(樹脂管) 32A	21.0	m			
	排水管撤去(樹脂管) 50A	56.0	m			
	排水管撤去(樹脂管) 65A	13.0	m			
	排水管撤去(樹脂管) 75A	52.0	m			
	排水管撤去(樹脂管) 100A	52.0	m			
	排水管撤去(樹脂管) 125A	3.0	m			
	排水管保温撤去 32A	14.0	m			
	排水管保温撤去 50A	39.0	m			
	排水管保温撤去 65A	9.0	m			
	排水管保温撤去 75A	35.0	m			
	排水管保温撤去 100A	35.0	m			

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	ガス配管管撤去(鋼管) 20A	25.0	m			
	ガスコック撤去	3.0	個			
	ラフテレーンクレーン 25t オペレーター付	4.0	日			
	計					

細 目 別 内 訳 書

件 名 : 中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事

符 号	科 目 名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
C M-9	発生材積込 内装材 機械	40	m3			
	発生材運搬費 混合廃棄物 4tダンプ 片道25km程度	38	m3			
	発生材運搬費 アスベスト含有物 LV3 4tダンプ 片道25km程度	2	m3			
	発生材処分 混合廃棄物	38	m3			
	発生材処分 アスベスト含有物 LV3	2	m3			
	計					

別紙 工事前金払・工事中間前金払の支払い限度額について

■年度別の支払い可能限度額

発注者は、支払限度額及び各年度の予算の範囲内で、工事前金払および工事中間前金払を行う。

年度	区分	支払限度額
令和7年度	工事前金払	令和7年度分工事請負費の40%
	工事中間前金払	令和7年度分工事請負費の20%
令和8年度	工事前金払	令和8年度分工事請負費の40%
	工事中間前金払	令和8年度分工事請負費の20%

※各年度の工事請負費は令和7年度分を全体の35%とし、令和8年度分を全体の65%とする。

■年度別の予算金額

年度	予算金額
令和7年度	370,317,000円
令和8年度	687,729,000円

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領及び配慮マニュアルに沿った対応)

第1条 この契約による事務若しくは事業の委託又は工事請負、物品購入等（以下「本件業務」という。）の委託等を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）及び埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例（平成28年埼玉県条例第18号）に定めるもののほか、朝霞市職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成28年8月制定）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、朝霞市障害のある方への配慮マニュアル（平成28年11月制定）に示す障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

個人情報の取扱いに関する特記事項

(基本的事項)

第1条 この契約（公の施設の管理業務にあつては「協定」とする。以下同じ。）において、個人情報の取扱いを伴う業務（以下「個人情報取扱業務」という。）を朝霞市（以下「発注者」という。）から受注する者（以下「受注者」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務の実施に当たり、この特記事項に定めるほか、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(取扱規定及び責任体制の整備)

第2条 受注者は、個人情報の取扱いに関する規定及び責任体制を整備し、この契約による業務（以下「受注業務」という。）に従事する者に遵守させなければならない。

2 受注者は、受注業務に係る個人情報取扱責任者（以下「保護管理者」という。）及び個人情報取扱業務従事者（以下「保護担当者」という。）を定め、保護管理者及び保護担当者届（別紙1）により発注者に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第3条 受注者は、受注業務の履行により直接又は間接的に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 受注者は、秘密保持に関する誓約書（別紙2）を発注者に提出しなければならない。

(教育の実施)

第4条 受注者は、個人情報の取扱い、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項に定める事項その他受注業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、保護管理者及び保護担当者に対して実施しなければならない。

2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(作業場所の特定)

第5条 受注者は、個人情報を処理する場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。

(適正な管理)

第6条 受注者は、受注業務の遂行のため、発注者から個人情報の貸与又は提供を受けようとするときは、受注業務に係る個人情報の預かり書（別紙3）を発注者に提出するものとする。

2 受注者は、受注業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号に定めるところにより、適切に個人情報を管理し、取り扱わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は入退室管理が可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 個人情報を電磁的記録として保管する場合は、当該電磁的記録の媒体（複製物を作成している場合の当該複製物を含む。）の保管状況及び記録された情報の正確性について、定期的に点検すること。
- (3) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性を維持すること。

- (4) 発注者の指示又は承認がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出さないこと。
- (5) 個人情報を移送する必要がある場合は、当該移送について記録し、紛失又は盗難を防ぐ措置を講ずること。
- (6) 個人情報の電磁的記録を移送し、又は作業場所外へ持ち出す場合は、当該電磁的記録の情報の暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (7) 私用のパソコン・タブレット・スマートフォンなどの電子機器、私用の外部記録媒体その他の私用物を作業場所に持ち込み、又は個人情報を取り扱う作業に使用させないこと。
- (8) 個人情報の処理を行う電子機器に、業務に関係のないソフトウェアをインストールしないこと。
- (9) 通信回線により結合した電子機器その他の情報機器を利用して、個人情報を処理する場合は、個人情報の漏えい等の事故を防ぐために必要な措置を講ずること。

(収集の制限)

第7条 受注者は、受注業務を処理するために個人情報を収集する場合は、当該業務の処理に必要な範囲内で、適正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の制限)

第8条 受注者は、受注業務において利用する個人情報を、受注業務以外の目的で利用してはならない。また、発注者の承諾を得ずに第三者へ提供してはならない。

(複写又は複製の制限)

第9条 受注者は、受注業務を処理するに当たって、発注者から貸与又は提供された個人情報記録された書類又は外部記録媒体を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ発注者の指示又は承認があった場合は、この限りでない。

(再受注)

第10条 受注者は、個人情報取扱業務を自ら処理するものとする。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、前項ただし書の規定により個人情報取扱業務の一部又は全部を第三者（以下「再受注者」という。）に受注させる場合は、当該個人情報取扱業務に関する行為及びその結果について、発注者に対し、全ての責任を負うものとする。
- 3 受注者は、個人情報取扱業務の一部又は全部を再受注させ、又は請け負わせる場合は、受注者及び再受注者がこの特記事項の定めを遵守するために必要な事項及び発注者の指示する事項について、再受注者と書面により約定しなければならない。
- 4 受注者は、再受注者との約定において、再受注者に対する管理並びに監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第11条 受注者は、個人情報取扱業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者（以下「派遣労働者等」という。）に行わせる場合は、この特記事項を遵守させなければならない。

- 2 受注者は、発注者に対し、個人情報の取扱いについて派遣労働者等の行為及びその結果について全ての責任を負うものとする。

(定期及び随時報告)

第12条 受注者は、発注者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、定期又は随時に報告しなければならない。

(事故時の対応)

第13条 受注者は、受注業務に関し個人情報の漏えい等の事故（そのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、直ちに発注者に報告し、併せて当該個人情報の漏えい等の事故に関わる個人情報等の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時における体制を整備しなければならない。

3 発注者は、受注業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該個人情報の漏えい等の事故に関する情報を公表することができる。

(返還又は廃棄)

第14条 受注者は、受注業務が終了し、又は契約が解除されたときは、受注業務で利用した個人情報について、発注者が指定する方法により、返還し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。

2 受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際し、発注者が立会いを求めた場合は、これに応じなければならない。

3 受注者は、受注業務において利用した個人情報を電磁的に記録した媒体を廃棄する場合は、当該媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、前3項の規定による消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日、担当者名及び消去又は廃棄の方法を記録し、書面により発注者に報告しなければならない。

(実地検査等)

第15条 発注者は、受注業務に係る個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていることについて確認をするため、受注者（再受注者を含む。）に対して、契約期間中に、個人情報取扱状況の確認書（別紙4）を用いて検査を行うものとする。ただし、実地検査を実施することが難しい特別の理由がある場合は、受注者が個人情報取扱状況の確認書（別紙4）を用いて検査を行い、発注者に送付することにより、発注者による実地検査に代えることができる。

2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は受注業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(契約解除)

第16条 発注者は、受注者がこの特記事項に定める項目を履行しない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償)

第17条 受注者の故意又は過失により、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

別紙1 (第2条関係)

保護管理者及び保護担当者届

(業務名

)

年 月 日

朝霞市長 宛

受注者 住所又は所在地

名称

代表者氏名 (署名又は記名押印)

標記受注業務に係る個人情報取扱業務の責任者及び従事者を下記のとおり定めましてので、契約書 (協定書)、個人情報の取扱いに関する特記事項第2条第2項の規定により提出します。

記

保護管理者 (責任者)

職 名	氏 名

保護担当者 (従事者)

職 名	氏 名

※必要に応じて行を追加してください。

別紙2（第3条関係）

年 月 日

朝霞市長 宛

秘密保持に関する誓約書

（業務名

）

この度、標記受注業務の遂行に当たっては、契約書（協定書）、個人情報の取扱いに関する特記事項のほか、個人情報の保護に関する法律等の規定を遵守します。

また、当該受注業務のため貸与若しくは提供を受け、又は収集した個人情報を適切に取り扱い、業務期間中はもとより業務終了の後においても、個人情報の漏えいその他の個人の権利利益を侵害するような行為は一切行わないことを誓約します。

受注者 住所又は所在地
名称
代表者氏名（署名又は記名押印）

別紙3 (第6条関係)

受注業務に係る個人情報の預かり書
(業務名)

年 月 日

朝霞市長 宛

受注者 住所又は所在地
名称
代表者氏名 (署名又は記名押印)

標記受注業務の遂行のため、下記のとおり個人情報の貸与・提供を受けました。業務の終了後は、貴市の指示に従って、当該個人情報、その複写物及び複製物の返還又は消去若しくは廃棄を行います。

記

- 1 個人情報の名称
- 2 個人情報の記録の媒体
紙
CD
その他 ()
- 3 個人情報の保管場所
- 4 返還 (消去・廃棄) 予定日 年 月 日

契約件名		受注者名	
確認方法		実地検査（市職員による検査） ・ 書面検査（受注者による検査） ※いずれかに○	
取り扱う個人情報の内容			
点検項目		点検内容	点検結果 コメント等
1	受注者からの提出物の確認（全般）	保護管理者及び保護担当者届・秘密保持に関する誓約書・受注業務に係る個人情報の預かり書の提出確認	適 ・ 否
2	個人情報の取扱いに関する規定等の整備（第2条・第3条関係）	個人情報の取扱いに関するマニュアル等の有無及び内容の確認	適 ・ 否
3	従業員に対する教育・研修等の実施（第4条関係）	教育・研修等の実施状況（回数・頻度）の確認、マニュアル等の有無及び内容の確認	適 ・ 否
4	作業場所の確認（第5条関係）	指定された作業場所で業務を行っているかの確認	適 ・ 否
5	個人情報の管理状況の確認（第6条関係）	入退室管理方法の確認、保管状況の目視確認、電子機器・情報機器の設置状況の確認	適 ・ 否
6	個人情報の収集、目的外利用、第三者への提供、複製に関する事項（第7条・第8条・第9条関係）	収集方法の確認、目的外利用及び第三者への提供についての承諾の有無の確認、複製を行っていないかの確認	適 ・ 否
7	再受注の確認（第10条関係）	事前承認の確認、再受注契約内容（安全管理）の確認	適 ・ 否
8	派遣労働者等の利用時の体制（第11条関係）	特記事項に係る教育・研修状況の確認	適 ・ 否
9	報告体制の整備（第12条関係）	定期又は随時報告に関する手順等の確認、報告記録の確認	適 ・ 否
10	事故発生時における対応（第13条関係）	漏えい等の事故発生時の対応手順等の確認、休日・夜間等の緊急時対応の確認	適 ・ 否
11	契約書等に独自に規定している事項（規定している場合のみ）	規定通り履行されているか確認	適 ・ 否

※点検項目等のうち、該当がない場合は斜線を引いてください。

検査実施日		年 月 日	
受注者検査対応者（受注者検査実施者）		発注者検査実施者	
職名		所属・職名	
氏名		氏名	

「朝霞市労働環境把握のための調査」に関する特記事項

- 1 受注者は、本契約の履行に従事する従業員に係る労働環境に関し、労働環境把握のための調書（様式1号又は2号）を記入し、本契約締結後速やかに提出しなければならない。
- 2 受注者は、本契約に従事する従業員に係る支払賃金に関し、労働者賃金支払報告書（様式3号又は4号）を記入し、履行期間終了後速やかに提出しなければならない。
- 3 前記2における最終提出期限は、履行終了年度の翌年度4月末日とする。
- 4 履行期間が複数年度の契約においては、年度終了ごとに労働者賃金支払報告書（様式3号又は4号）を提出するものとし、終了年度翌4月末日を最終提出期限とする。
- 5 提出された労働環境把握のための調書又は労働者賃金支払報告書の内容に疑義が生じた場合において、受注者は、朝霞市が行う関係書類の確認、本契約の履行に従事する従業員からの聞き取り調査等に協力しなければならない。
- 6 朝霞市は、労働環境把握のための調書又は労働者賃金支払報告書の提出がない場合又は内容に虚偽がある場合は、受注者に対し「朝霞市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」による入札参加停止措置又は本契約を解除することができるものとする。